

## Contents

- ◇各自治体のコールセンター支援制度一覧
- ◇協会誌

### 一般社団法人 日本コールセンター協会 会報

発行：一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行人：広報委員長 須藤大輔

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2

TEL：03-5289-8891 FAX：03-5289-8892 URL：http://ccaj.or.jp

正会員数：201社

(2016年7月現在)

## 各自治体のコールセンター誘致助成制度一覧

『各自治体のコールセンター支援制度一覧』をお届けします。ご利用ください。

※本情報は2016年7月末現在のものです。詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

### ◎掲載自治体一覧 ※太字は助成制度のある道県

北海道	つがる市	茨城県	甲府市	坂出市	対馬市	豊後高田市
札幌市	平川市	水戸市	山梨市	さぬき市	壱岐市	杵築市
千歳市	五戸町	新潟県	長野県長野市	東かがわ市	五島市	豊後大野市
函館市	三戸町	新潟市	岐阜県	三豊市	西海市	国東市
岩見沢市	岩手県盛岡市	佐渡市	岐阜市	土庄町	雲仙市	日出町
美唄市	宮城県	上越市	静岡県静岡市	愛媛県	南島原市	九重町
滝川市	仙台市	加茂市	奈良県	松山市	時津町	中津市
旭川市	名取市	胎内市	和歌山県	高知県	東彼杵町	宮崎県
留萌市	秋田県	五泉市	和歌山市	室戸市	佐々町	宮崎市
北見市	秋田市	石川県	田辺市	福岡県	新上五島町	延岡市
室蘭市	横手市	金沢市	白浜町	福岡市	熊本県	都城市
帯広市	鹿角市	七尾市	島根県	北九州市	熊本市	日向市
釧路市	山形県	小松市	岡山県岡山市	久留米市	八代市	日南市
青森県	山形市	加賀市	広島県	長崎県	山鹿市	小林市
青森市	鶴岡市	能美市	広島市	長崎市	宇土市	鹿児島県鹿児島市
弘前市	酒田市	津幡町	山口県	佐世保市	天草市	薩摩川内市
八戸市	新庄市	穴水町	下関市	島原市	大分県	奄美市
五所川原市	村山市	珠洲市	徳島県	諫早市	大分市	沖繩県
十和田市	福島県福島市	内灘町	徳島市	大村市	日田市	
三沢市	会津若松市	志賀町	香川県	平戸市	佐伯市	全 144 自治体
むつ市	郡山市	山梨県	高松市	松浦市	竹田市	

自治体	●事業名【期間】	対象要件	助成内容/限度額
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	対象業種：コールセンター事業 補助要件：市町村が行う立地助成措置の対象であること ※ 投資額 2,500 万円以上 ・雇用増 5 人以上 ※市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない場合は、 北海道の助成も対象外となる	○助成内容 ・投資額の 4% 【企業立地促進法適用地域特例】 新設の場合のみ：投資額の 8% 限度額：1 億円 通算限度額：3 億円 ・雇用増 1 人あたり 50 万円 (6 人目から支給) 限度額：5,000 万円
	【連絡先】北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgs/index.htm</a>		
札幌市	●札幌市コールセンター・バックオフィス等立地促進補助金	対象業種：インバウンド・コールセンター、バックオフィス ※で、 主に北海道外の顧客・企業等に対するサービスを行うもの 補助要件：(新設)・30 名以上の新規常用雇用 (増設)・2 年間で 70 名以上の常用雇用者増 ・事業所の増床、または市内に新たな事業所の設置 ※バックオフィス：企業等の事務管理業務等の内部事務や業務支 援サービスの提供を集約的に行う事業	(新設) 交付額：新規常用雇用者 1 人あたり 20 万円 (正社員・障がい者は 30 万円) 限度額：1,000 万円/年 交付期間：3 力年度 (増設) 交付額：常用雇用者の増加 1 人あたり 10 万円 限度額：1,000 万円
	【連絡先】札幌市経済観光局立地促進・ものづくり産業課 TEL 011-211-2362 <a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/">http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/</a> 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090		
千歳市	●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置 (コールセンター業に対する助成措置)	1) 新設・増設 ・投資額：2,500 万円超 ・雇用増：3 人以上 ・対象地区：指定工業団地 2) 賃借施設での開設 ・雇用増：10 人以上 ・対象地区：市街化区域	1) 新設・増設 ①固定資産税相当額 3 年間交付 < 合計限度額 2 億円 > ②新規雇用者 (市内居住者) 1 人につき 30 万円 < 合計限度額 3,000 万円 > 2) 賃借施設での開設 ①新規雇用者 (市内居住者) 1 人につき 30 万円 2 回限り ②賃借施設賃料 (1 万円/月・坪上限) 3 年間 100 分の 50 < ①、②の合計限度額 1,000 万円 × 3 年 > ③研修費 開設時 500 万円限度 (1 人 20 万円上限・1 年以内)
	【連絡先】千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL 0123-42-0522 <a href="http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yyuchi/">http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yyuchi/</a>		

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
函館市	<b>●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度</b> ①投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業等・データセンター事業 ・コールセンター事業・国際物流関連事業 投資額2,500万円以上、雇用増5人以上 ②雇用増を基準とした助成 ②-1データセンター事業・コールセンター事業 雇用増5人以上、新設のみ ②-2ソフトウェア業等 雇用増3人以上、新設・増設	①函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港町ふ頭港湾関連団地に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の10～25%を助成 上記以外に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の5～12.5%を助成(新設の場合は10～25%) 限度額2億円 ②-1雇用増1人あたり／30万円(～100人)、20万円(101～200人) 限度額5,000万円 ・オフィス賃借料の50%(12月間) 限度額500万円 ②-2雇用増1人あたり／50万円 限度額5,000万円/年 ・オフィス賃借料の50%(60月間) 限度額1,000万円/年
【連絡先】函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314 <a href="http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100460/">http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100460/</a>		
岩見沢市	<b>●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金</b> 本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援 補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業(コールセンター含む)などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する企業 ①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民3人以上雇用する企業 ②本市インターネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が20億円を超える企業	1)事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金 【投資額(3,000万円以上、増築の場合1,000万円以上、面積500㎡以上)の1/2以内】 上限3,000万円以内 2)設備機器の購入補助【投資額(1,000万円以上)の1/2以内】上限5,000万円以内 3)事業所等の賃貸補助【月額25万円以上の賃貸で1/3以内】3年以内で上限3,000万円 ※2)、3)はいずれか一つを選択 4)人材育成、教育研修に係る補助 ア)操業開始日以前の研修等【新規雇用3人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 イ)操業開始日以降3年以内の研修等【操業開始日までに市民の新規雇用3人以上が条件、1人につき上限30万円】 ※ア)、イ)の補助金総額での上限3,000万円 5)本市インターネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の1/2以内、電話回線費用の1/3以内】3年以内で上限3,000万円 6)固定資産税相当額の補助【上記の1)及び2)の事業に係るものに限る】 3年以内で上限1,000万円
【連絡先】岩見沢市企画財政部企業立地情報推進室 TEL 0126-25-8004(自治体ネットワークセンター3F)		
美唄市	<b>●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成</b> ①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設	①区分：投資額／要件：5,000万円以上／助成率(額)：10%に相当する額／限度額：5,000万円 区分：用地取得／要件：投資額が5,000万円以上で、取得から3年以内に操業開始／助成率(額)：取得額の25%に相当する額／限度額：5,000万円 区分：雇用者／要件：投資額が5,000万円以上で、新たな雇用の増が5人以上／助成率(額)：新たな増数に30万円を乗じた額／限度額：2,000万円 区分：工業用水使用料／要件：契約水量日50㎡以上／助成率(額)：1㎡当り20円相当(使用開始後3年間)／限度額：1年につき300万円 ②区分：投資額／要件：2,500万円以上／助成率(額)：5%に相当する額／限度額：3,000万円 区分：雇用者／要件：投資額が2,500万円以上で、新たな雇用の増が2人以上／助成率(額)：新たな増数に30万円を乗じた額／限度額：1,500万円 区分：工業用水使用料／要件：投資額が2,500万円以上で、契約水量日50㎡以上の増／助成率(額)：1㎡当り20円相当(増となつてから3年間)／限度額：1年につき300万円
【連絡先】美唄市経済部産業振興課 TEL: 0126-63-0111 Mail: sangyou@city.bibai.lg.jp		
滝川市	<b>●①設備投資に対する助成 ②用地取得に対する助成 ③雇用に対する助成 ④工場等の新設に対する助成 ⑤産業創出促進助成金(期間：①②③④滝川市商工業振興条例による。期限なし。⑤募集期間あり)</b> 対象要件 ①②③④滝川市内に工場等の新設・移設・増設される企業 ・新設 建物・事業施設1,000万円以上、新規雇用1人以上 ・移設・増設 工場・事業施設500万円以上、雇用人数が減少しないこと ⑤滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など	①設備投資に対する助成：工場等の新設・移設・増設する場合、投資額の10%を基本とし、重点産業は+5%、新規雇用5人以上で+5%の最大20%を助成。※上限額5,000万円(最大5年分割) ②用地取得に対する助成：工場等の新設・移設・増設するために取得した土地の操業後3年度分の固定資産税・都市計画税相当額を助成。 ※上限額なし、取得から2年以内に新設等に着手した土地に限る。 ③雇用に対する助成：工場等の新設・移設・増設する場合、滝川市内に居住する者を新規雇用する場合、一人につき20万円を助成。上限額500万円。 ④工場等の新設に対する助成：工場等の新設を行った場合において、操業開始から1年間に支払われた経費の額(規則で定める額)を助成。上限500万円。 ※規則で定める額は、施設賃借料、設備リース料、研修費用(一人当たり20万円限度)、高熱水費、通信回線使用料、その他市長が必要と認める経費の50%、上限500万円。 ⑤産業創出促進助成金：滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな事業の取り組みに対する助成。 ※助成金額：対象事業費の1/3以内で上限100万円
【連絡先】滝川市産業振興部産業振興課 TEL 0125-28-8009		
旭川市	<b>●旭川市工業等振興促進条例</b> ①投資額2,500万円以上 ②雇用増5人以上 ただし、コールセンター業等の場合、①は要せず、②は中心市街地への立地は10人以上、それ以外への立地は20人以上	○雇用助成金：新規雇用者1人当たり30万円を3年間助成(各年3,000万円上限×3年間) ○課税免除：固定資産税・都市計画税を3年間課税免除(環境配慮型施設の場合は5年間に延長) ○工場等設置助成金：事業所税相当額を3年間助成 ○土地取得助成金：土地取得価額の最大25%助成(上限1億円)※工業専用地域のみ ○工場等改修費助成金：賃貸物件への1,000万円以上の改修工事費の1/2を助成(上限2,000万円) ※土地取得助成金との選択制 ○操業前研修費助成金：1人あたり20万円まで助成(上限500万円) ○環境配慮型施設整備助成金：5,000万円以上の環境配慮型施設整備費の1/2を助成(上限5,000万円) ○操業助成金：通信回線使用料、ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料の中から1つを選択し、年間使用料の1/2を助成(各年500万円×3年間)
【連絡先】旭川市経済観光部企業立地課 TEL 0166-66-9115(直通) <a href="http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html">http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html</a>		
留萌市	<b>●情報通信産業振興補助金</b> ①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合であって、その設置のための設備機器購入費等の額が5,000万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が20人以上のもの ②情報通信産業振興民間施設借賃補助金 従業員が20人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したもの ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が20人以上の企業で留萌市における事業所設置の日から、1年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用者を対象に新規社員研修を実施したもの	①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の2分の1以内を補助する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする ②事業所等の賃貸借契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して36ヶ月を限度に借賃の2分の1以内を補助(敷金、権利金等その他これに類する経費を除く)する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする ③36ヶ月を限度に研修対象者1人につき1回限り20万円以内を補助する。ただし、1企業につき500万円を限度とする
【連絡先】留萌市地域振興部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 <a href="http://www.e-rumoi.jp/">http://www.e-rumoi.jp/</a>		

自治体	●事業名【期間】	助成内容／限度額
北見市	<b>●企業立地促進条例 ●北見市企業立地報奨金制度</b> <b>●企業立地促進条例</b> 1) 土地・建物・設備補助金 要件：①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用補助金 要件：常用雇用者15人以上 <b>●北見市企業立地報奨金制度</b> 1) 土地・建物・設備に関する報奨金 要件：①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用に関する報奨金 要件：常用雇用者15人以上 【連絡先】北見市商工観光部工業振興課 TEL 0157-25-1210 <a href="http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/kogyoshinko/">http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/kogyoshinko/</a>	<b>●企業立地促進条例</b> 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等：固定資産税相当額。(上限：1,000万円/年、最大5年間) 2) 雇用補助金 補助率・金額等：常用雇用者1人につき20万円。(上限：1,000万円/年、最大5年間) <b>●北見市企業立地報奨金制度</b> 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等：固定資産税相当額。(上限500万円(1回限り)) 2) 雇用に関する報奨金額等：常用雇用者1人あたり20万円に加え、固定報奨金300万円。(上限：1,000万円(1回限り))
	<b>●室蘭市産業振興条例</b> 以下の要件をすべて満たすこと A 施設・設備の要件 固定資産評価額が2,500万円以上 B 雇用の条件 新設 常用従業員5人以上 増設 新たな雇用増員が2名以上 ※ 社宅建設に対する助成・操業に対する助成については、上記Aの条件を免除 【共通】 ・用地取得に対する助成(限度額1億円) 用地取得のうち、補助対象面積の固定資産税評価額の40%を3年分割で助成 ・雇用に対する助成(限度額6,000万円) 市内居住の補助対象従業員1人につき30万円を助成 ・社宅建設に対する助成(限度額1,000万円) 建設又は購入した社宅の固定資産税評価額の10%を助成 ※ 環境配慮型住宅については助成額を5～10%上乘せ 【新設】 ・課税免除制度(通算2億円以内) 新設の施設、設備にかかる固定資産税、都市計画税を3年免除 ・操業に対する助成(限度額500万円/年) ビル等の賃貸料・電気料金・通信回線使用料・上下水道料金の中から1つを選択し、年間使用料の1/2を3年間助成 ※ 課税免除制度、用地取得に対する助成金との併用はできません 【増設】 ・施設設置に対する助成(通算2億円以内) 固定資産税・都市計画税の一定割合を助成 1年目：100%、2年目：75%、3年目：50% 【連絡先】室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 <a href="http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html">http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html</a>	
帯広市	<b>●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成</b> ①新設の場合は投資額2,000万円以上でかつ雇用5人以上増加すること、増設の場合は投資額1,000万円以上で雇用3人以上増加すること ②建物設備の投資額1億円以上(土地は含まず。新増設にかかわらず) 【連絡先】帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 <a href="http://www.city.obihiro.hokkaido.jp">http://www.city.obihiro.hokkaido.jp</a>	①投資額の8%、一人あたり10万円(正規職員の場合15万円) 限度額：投資額1億円、雇用増5,000万円まで ②固定資産税3年間免除
釧路市	<b>●釧路市企業立地促進条例</b> <b>①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除</b> ①【新設の場合】 ・固定資産取得価額(土地を除く)が5,000万円以上 ・(釧路地区)雇用増10人以上 [阿寒・音別地区]雇用増5人以上 【増設の場合】 ・固定資産取得価額(土地を除く)が3,000万円以上 ・(釧路地区)雇用増10人以上 [阿寒・音別地区]雇用増5人以上 ②雇用増10人以上 ③【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用増10人以上 ④雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑥(1)固定資産取得価額(土地・建物)が2億円超 (2)固定資産取得価額(土地を除く)が2,700万円超 【連絡先】釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 <a href="http://www.city.kushiro.lg.jp/">http://www.city.kushiro.lg.jp/</a>	①固定資産取得価額(土地を除く)の8/100以内の額(限度額4,000万円) ②新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円(新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは30万円)(限度額3,000万円) ③土地取得価額の25/100相当額(ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)(限度額1億円) ④事業施設賃借料の1/2相当額(3年間)(限度額年500万円) ⑤通信回線使用料の1/2相当額(3年間)(限度額年1,000万円) ⑥固定資産税・都市計画税課税免除(3年間) 1年目：100/100以内 2年目：75/100以内 3年目：50/100以内(限度額なし) ※免除対象(1)土地・建物・構築物(2)土地・建物・機械及び装置

新入会員のご紹介

Agency

株式会社安心ダイヤル



株式会社 安心ダイヤル

代表取締役社長 杉山 浩一

埼玉県所沢市日吉町 10-21 リ・クリエ所沢 B 館

<https://www.anshin-dial.jp/>

当社安心ダイヤルは1989年に創業し、お車のトラブルをサポートする「ロードアシスタンス」・住居のトラブルをサポートする「ハウスサポート」・“おもてなしの心”でカーライフをサポートする「コンシェルジュ」のサービスを提供しております。

所沢と那覇の2つのセンターで年間200万件を超えるお客さまからのご連絡に、365日・24時間体制でお応えしています。お客さま一人ひとりに「安心・満足・感動」をお届けできるよう、MS & AD インシュアランスグループ ホールディングスの一員として、これからも心を込めて対応してまいります。

自治体	●事業名【期間】	対象要件	助成内容／限度額
青森県	<b>●青森県コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金</b>		
	①県の誘致企業であること ②コンタクトセンター関連企業（県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業）であること ③操業開始時において県内から常時雇用する従業員が5人以上であること	1) 通信回線使用料補助：通信回線使用料の1/2 2) オフィス賃借料補助：オフィス賃借料の1/4 3) 雇用奨励費：県内から新規に雇用した従業員のうち、6ヶ月以上継続して雇用されている者が20人以上で、立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、1人につき市町村と同額を補助（県内から新規に雇用した従業員1人につき30万円が上限） ○限度額 1) 年間3,000万円（3年間） 2) 年間700万円（3年間） 3) 1企業1億円（3年間合計。但し、毎年度増加した人数分について補助） ※1企業に対する3年間通算の補助限度額 2億円 [1)+2)=1億円、3)=1億円]	
	<b>●コンタクトセンター産業活性化促進事業</b>		
①県の誘致企業であること ②コンタクトセンター関連企業（県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業）であること	1) コンタクトセンター就業体験セミナー 新卒者、転職者、主婦、U・Iターン希望者等の求職者を対象としたセミナーの実施 2) 研修費補助 既立地企業の事業拡大の際、人材育成研修に要する経費を補助 補助率：1/2 限度額 1,000千円 3) 人材確保支援事業 既立地企業の事業拡大の際、新聞紙上への求人広告の支援		
【連絡先】 青森県商工労働部産業立地推進課立地推進グループ TEL 017-734-9381 <a href="http://aomori-ritti-guide.jp/">http://aomori-ritti-guide.jp/</a>			
青森市	<b>●青森市商工業振興条例</b>		
	1) 情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金 ①市の誘致企業であること②操業開始後1年以内の企業であること③申請時の雇用者が20人以上であること 2) 雇用促進助成金 ①市の誘致企業であること②新設・移設・増設に伴い新たに地元雇用者を11人以上・3か月以上雇用していること 3) 情報処理・提供サービス関連産業設備投資助成金 ①市の誘致企業であること②申請時の雇用者が20人以上であること ③減価償却資産の取得額が5,000万円以上であること	1) 賃料の1/4 限度額：700万円/年（3年間） 2) 10人を超える1人につき市内居住者30万円（移設・増設は10万円）、市外居住者7万5千円（移設・増設は5万円） 限度額：1億5千万円 3) 減価償却資産取得額の1/10 限度額：1千万円	
	<b>●青森市大型企業立地促進補助金</b>		
①市の誘致企業であること②操業開始後1年以内の企業であること ③減価償却資産の取得額が5億円以上であること④申請時の当該事業所の従業員が300人以上であること	1億円		
【連絡先】 青森市経済部経済政策課 TEL 017-734-2403 <a href="http://www.city.aomori.aomori.jp/">http://www.city.aomori.aomori.jp/</a>			
弘前市	<b>●弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金</b>		
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始後6か月から1年以内において、市内に住所を有する従業員が5人に達していること	(1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容：オフィス賃料及び共益費に交付対象期間に該当する月数を乗じた額の1/4以内の額 限度額：予算の範囲内（3年間） (2) 地元従業員新規雇用事業 助成内容：市内に住所を有する従業員（新規雇用で3か月以上雇用）のうち、10人を超えるもの1人につき30万円 限度額：予算の範囲内（3年間。但し、2年度目以降は純増した人数分について補助）	
【連絡先】 弘前市商工振興部産業育成課 TEL 0172-32-8106 <a href="http://www.city.hirosaki.aomori.jp/">http://www.city.hirosaki.aomori.jp/</a>			
八戸市	<b>●八戸市テレマーケティング等関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金</b>		
	対象業種： テレマーケティング業務、デジタルコンテンツ業務、インターネット付随サービス業務、ソフトウェア業務、情報処理・提供サービス業務 補助要件： （新規立地支援） ・賃料補助：90日以上雇用されている八戸市民が5人以上 ・雇用補助：6ヶ月以上雇用されている八戸市民が20人以上 （業務拡大支援） ・賃料補助及び雇用補助：事前に20人以上の雇用増となる事業拡大計画を達成していること。	（新規立地支援） ・賃料補助：オフィス賃料の1/4、限度額：年間700万円（3年間） ・雇用補助：八戸市民のうち、 Ⅰ）10人を超えるもの1人につき30万円 Ⅱ）雇用期間の定めのないものが5人以上いる企業にあっては、転居費用を補助した雇用期間の定めがない一般非保険者（八戸市民）1人につき10万円 限度額：Ⅰ＋Ⅱ総額1億円（3年間） （業務拡大支援） ・賃料補助：増床分のオフィス賃料の1/4、限度額：700万円（3年間） ・雇用補助：6ヶ月以上雇用されている八戸市民のうち、 Ⅰ）増員1人につき30万円 Ⅱ）雇用期間の定めのないものが5人以上いる企業にあっては、転居費用を補助した雇用期間の定めがない一般非保険者（八戸市民）1人につき10万円 限度額：Ⅰ＋Ⅱ総額1億円（3年間）	
【連絡先】 八戸市商工労働部産業労政課 TEL 0178-43-9048 <a href="http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/14,0,117,html">http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/14,0,117,html</a>			
五所川原市	<b>●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金</b>		
①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③市内から雇用する地元従業員が10人以上の企業であること	助成内容：6ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が10人を超える1人につき、市内居住者15万円、市外居住者5万円。限度額：予算の範囲内		
【連絡先】 五所川原市経済部商工労政課 TEL 0173-35-2111(2554) <a href="http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_kogyodanti.html">http://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_kogyodanti.html</a>			
十和田市	<b>●十和田市企業立地奨励条例</b>		
	①県の誘致企業であること ②情報通信業であること ③投下固定資産の額が新設・増設ともに1,500万円以上であること ④新たに常時雇用する地元従業員数が5人（増設の場合は3人）以上であること	1) 雇用奨励金（新設）5人を超える新規採用者1人当たり50万円（上限：1指定工場等1億円）（増設）3人を超える新規採用者1人当たり50万円（上限：1指定工場等1億円） 指定を受けた日の属する年度の翌年度から（初年度20万円、以後3年間10万円で分割）支給 2) 立地奨励金 土地を取得した場合は取得価格に100分の25を乗じて得た額（上限：5,000万円） 指定を受けた翌年度に支給	
【連絡先】 十和田市観光商工部商工労政課 TEL 0176-51-6773 <a href="http://www.city.towada.lg.jp/">http://www.city.towada.lg.jp/</a>			
三沢市	<b>●三沢市企業立地促進条例</b>		
	①市又は県の誘致企業であること ②市内に事務・事業所を設置すること ③地元雇用の従業員（派遣社員含む）数が20人を超えること	1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の1/4、限度額：1,000万円（3年間） 2) 雇用促進奨励金 規定数（20人）を超える地元雇用の従業員（派遣社員含む。）1人につき年間5万円、限度額：5,000万円（3年間） 3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の1/2、限度額：5,000万円	
【連絡先】 三沢市経済部企業立地推進室企業立地係 TEL 0176-53-5111 <a href="http://www.city.misawa.lg.jp/">http://www.city.misawa.lg.jp/</a>			
むつ市	<b>●むつ市情報関連産業立地促進費補助金</b>		
	①市の誘致企業であること ②情報サービス業、コールセンター業であること ③操業開始後市内に住所を有する従業員等を2人以上雇用すること	1) 貸しオフィス等の賃料及び共益費の1/4（3年間） （予算の範囲内）	
【連絡先】 むつ市経済部産業振興課 TEL 0175-22-1111(2652) <a href="http://www.city.mutsu.lg.jp/">http://www.city.mutsu.lg.jp/</a>			

# 青森県は コンタクトセンター 関連企業の 皆様の進出を お待ちしております。



## 豊富・勤勉な人材

進出いただいた企業の皆様からは、まじめな勤務姿勢や定着率など、高い評価をいただいています。

**有効求人倍率 1.06**  
(全国平均1.34倍 H28年4月)

## サポート体制

進出に向けての物件紹介や地元新聞への求人広告掲載による人材確保等のサポートをしています。

## 優遇制度

通信料、賃料、雇用などに対する助成制度があります。また、県の助成の他、市町村の補助制度も併用可能です。(県助成最大2億円)

# 青森県

ご相談・お問い合わせ

商工労働部 産業立地推進課  
tel.017-734-9381

青森県青森市長島1-1-1

東京事務所 産業立地推進課  
tel.03-5212-9113

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7階

名古屋産業立地センター  
tel.052-259-7688

愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル8階

「青森県産業立地ガイド」ホームページ  
http://aomori-ritti-guide.jp

青森 産業立地

検索

青森県企業誘致推進協議会

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
つがる市	●つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始時点において、当該企業の市内から雇用する従業員が10人以上であること	(1) 当該企業に6ヶ月以上継続して雇用されている者の数が10人を超える部分の人数1人につき50万円を交付 限度額3,000万円(当該企業の従業員等の内3ヶ月以上継続して市内に住所を有していた者) (2) 貸しオフィス等賃料に要する経費の1/4 限度額2,000万円 (3) 補助金の交付を受ける企業に係る補助期間は36ヶ月以内
平川市	●平川市工場等設置促進条例	
	①土地を除く投下固定資産の額が新設3,000万円以上、増設2,000万円以上であること ②新たに常時雇用する地元従業員数が10人以上であること	(1) 補助金 市有財産賃料の1/3、限度月額：10万円(3年間) (2) 雇用奨励金 地元雇用者10人を超える1人につき年間20万円、限度額：2,000万円(3年間) (3) 工場等誘致奨励金 5,000㎡以上の用地取得費用の1/5(1㎡当たり1万円を超える場合)、限度額：2,000万円
五戸町	●五戸町企業立地推進条例	
	①情報通信業であること ②投下固定資産額が新設・増設2,700万円以上であること ③従業員数が新設・増設10人以上であること	(1) 立地奨励金 投下固定資産総額に100分の1を乗じて得た額(限度額500万円) (2) 操業奨励金 土地取得及び建物建設の場合は各年度の固定資産税額を限度とする。(5年間) 敷地及び建物賃借の場合は各年度の借入れに係る賃借料の1/3を限度とする。(3年間) (3) 雇用奨励金 新規雇用者1人につき当町に住所を有する者10万円、当町に住所を有しない者5万円。新・増設時1回限り。500万円を限度とする。
三戸町	●三戸町立地企業雇用奨励金	
	①町の誘致企業で、資本の額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の事業所であること。	(1) 奨励金 対象事業者が開設3年以内に伴い10人を超える人数の新規従業員を継続して1年雇用した場合、人数に応じて奨励金を交付(町内従業員10万円、町外従業員5万円)
岩手県 盛岡市	●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置 ①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置	
	①操業開始の日から3月以内に市民を20人以上新規雇用し、1年以上継続して雇用すること ②補助を受けようとする年度の3月31日において、市民である新規雇用者が20人以上であること ③補助を受けようとする年度の3月31日において、市民である新規雇用者が20人以上であること	①操業を開始した年度のみ市民である新規雇用者1人につき20万円を認定事業者へ助成(上限2,000万円) ②通信回線使用料の1/2以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円) ③事業所の賃借料の1/3以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円) ※ ②③の助成を重複して受けることはできません
宮城県 宮城県	●宮城県コールセンター関連支援制度 IT特区(民間投資促進特区)(平成33年3月31日まで)	
	・対象業種：コールセンター、その他6業種 ・区域：仙台市など県内17市町村に78区域 *詳しくは、宮城県情報産業振興室のホームページから、「IT特区」のリンクをご覧ください。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho-i/	①税制上の優遇措置 (1) 新規立地促進税制(新規立地企業を5年間、実質無税とする措置) *雇用等被害区域を含む市町のみ。 (2) 特別償却又は税額控除、(3) 法人税等の特別控除 (4) 開発研究用資産の特例、(5) 地方税の課税免除 *上記(1)～(3)までの特例措置については、各年度において選択適用となります。

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
仙台市	<b>●特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金</b> (交付対象事業所) 特定コールセンター(インバウンド)、バックオフィスの新設、増設、市内移転 (交付要件) 投下固定資産相当額 3千万円以上(市内中小企業者の場合は1千万円以上)	(助成内容) 基本助成と雇用加算の和。 1. 基本助成(新設・増設・市内移転) 基本額:基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の100%(賃借にも対応) 期間:3年間(復興特区制度の指定事業者は2年追加され、5年間) 限度額:なし 2. 雇用加算 加算額:新規雇用者が20人以上を条件に、正社員60万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算 限度額:正社員については限度額なし。その他の新規雇用者については限度額5,000万円 なお、雇用加算の対象となるのは次の者です。 (1)本市内に住所を有している者 (2)社会保険の被保険者 (3)1年以上継続して雇用される予定の者
	<b>●その他支援制度</b> ①民間投資促進特区制度(IT特区) ②仙台市事業復興型雇用創出助成金 ③津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	① <a href="http://www.city.sendai.jp/business/d/1203919_1434.html">http://www.city.sendai.jp/business/d/1203919_1434.html</a> ② <a href="http://www.city.sendai.jp/business/d/1207555_1434.html">http://www.city.sendai.jp/business/d/1207555_1434.html</a> ③ <a href="http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index2.html">http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index2.html</a> ※助成内容等の詳細は上記のURLで確認ください。
	【連絡先】 仙台市経済局企業立地課 TEL 022-214-8276 <a href="http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_01.html">http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_01.html</a> 仙台市総務局東京事務所 TEL 03-3262-5765 <a href="http://www.city.sendai.jp/citysales/tokyooffice_index.html">http://www.city.sendai.jp/citysales/tokyooffice_index.html</a>	
名取市	<b>●名取市情報通信関連企業立地促進制度</b> 1. 雇用奨励金 2. 追加雇用奨励金 3. 加算奨励金 対象区域:市の市街地区域内 1. 雇用奨励金対象:営業開始後6ヶ月を経過し、20名を超える(市内に居住する)者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象 2. 追加雇用奨励金:奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 3. 加算奨励金:各運営経費ごと奨励金を交付 3-1. 投下固定資産に対する助成 3-2. 年間の通信回線使用料に対する助成 3-3. 年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料に対する助成 3-4. 雇用替え:情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成	1. 雇用奨励金:新規常時雇用者 30万円/人 新規短時間・派遣労働者 24万円/人 限度額:5,000万円(新設・移設・増設) 2. 追加雇用奨励金:奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額:5,000万円 3. 加算奨励金(新設・移設) 3-1 投下固定資産額:固定資産課税標準額の1/10を助成 限度額:5,000万円(当初) 3-2 通信回線使用料:年間の通信回線使用料の1/6を2年間助成限度額:2,000万円(半年度1,000万円限度) 3-3 建物賃借料および設備機器賃借料:年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成限度額:2,000万円(半年度1,000万円限度) 3-4 雇用替え:情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成 6万円/人 限度額:1,000万円
	【連絡先】 名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-384-2111(代表) <a href="http://www.city.natori.miyagi.jp/toppage/組織別インデックス/生活経済部/商工観光課/商工観光課の業務案内/名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要">http://www.city.natori.miyagi.jp/toppage/組織別インデックス/生活経済部/商工観光課/商工観光課の業務案内/名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要</a>	
秋田県	<b>●①あきた企業立地促進助成事業補助金②がんばる中小企業応援事業補助金(企業立地・雇用増加型)</b>	
	①業種要件:情報通信関連企業(情報サービス業、コールセンター(インバウンド業務)、データセンター等) 資本要件:資本金1,000万円以上 投資要件:投資額3億円以上(土地代を除く) 雇用要件:新規常用雇用者10人以上 ②業種要件:情報通信関連企業(情報サービス業、コールセンター(インバウンド業務)、データセンター等) 資本要件:中小企業 投資要件:投資額1億円以上3億円未満(土地代を除く) 雇用要件:新規常用雇用者5人以上	①-1 建物・機械設備等の投下固定資産:10%(要件に応じた補助率の加算あり) -2 新規常用雇用者1人につき年間25万円 3年間 限度額:5億円(要件に応じた限度額の加算あり) ②-1 建物・機械設備等の投下固定資産:10%(要件に応じた補助率の加算あり) -2 新規常用雇用者1人につき年間25万円 3年間 限度額:予算の範囲内 ※「本社機能等移転促進補助金」とあわせて設備投資を行う場合、雇用要件が緩和され、補助率が加算されます。 ①雇用要件10人→5人 ②雇用要件5人→2人 ①②とも 補助率+5% 本社機能等移転促進事業に関しては次を参照願います。 <a href="http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1454374002142/index.html">http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1454374002142/index.html</a>
	【連絡先】 秋田県産業集積課立地支援班 TEL 018-860-2250 <a href="http://common3.pref.akita.lg.jp/kgigy-rich/">http://common3.pref.akita.lg.jp/kgigy-rich/</a>	
秋田市	<b>●秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置</b>	
	1. 大規模投資型 ○対象業種:情報通信関連事業所 ①ソフトウェア事業所 ②専用通信回線を利用した顧客サービス事業に供する施設 ア)データセンター イ)コールセンター ウ)事務センター エ)マネージメント・サービスプロバイダ ○助成要件 ・投下固定資産総額(建物、機械装置等)3,000万円超 ・新規雇用5人以上 ○立地要件 ・コールセンターは中心市街地の区域および商業地域への立地 2. 初期投資軽減型 ○対象業種:上記と同じ ○助成要件 ・新規雇用5人以上 ・賃借面積65㎡以上 ・中心市街地の区域および商業地域への立地	【操業促進助成金】 ・投下固定資産総額の3% 【雇用促進助成金】 ・正規雇用者 50万円/人 ・非正規雇用者 10万円/人 ・非正規から正規雇用への転換者25万円/人 【用地取得助成金】 ・市の工業団地等の取得価格20~40% 【環境整備助成金】 ・新・省エネルギー設備等の設置経費50%(限度額2,000万円) 【建物賃借助成金】 ・建物賃借料の50%(年間限度額 2,000万円) ・助成期間は3年間 【助成限度額】 ・5億円
	【連絡先】 秋田市企業立地雇用課 TEL 018-888-5733 <a href="http://www.city.akita.akita.jp/wp/inbl/">http://www.city.akita.akita.jp/wp/inbl/</a>	
横手市	<b>●横手市企業振興条例奨励金</b>	
	横手市に工場を新設、又は増設。 ・対象業種:製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、電気業、ガス業、研究施設、コールセンター、データセンター、情報サービス業 ・生産設備等の取得価額が2千万円を超える。 ・新規常用雇用者数 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業:新設、増設10人以上 上記以外業種:新設5人以上、増設3人以上(工業団地以外で用地取得助成活用の場合は、新規12人以上)	・固定資産税の減免(5年間) ・用地取得助成金 取得価格の30%~40%(限度額1億円) ・環境整備推進奨励金 環境対策費の30%(限度額500万円) ・雇用奨励金 新規正社員1人あたり30万円(3年間) ・雪対策奨励金 限度額1,400万円(3年間合計)
	<b>●IT・ソフトウェア関連企業立地優遇制度助成金</b> 新規に3名以上の正規雇用を行う法人 ・対象業種:ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター、BPO オフィス、データセンター、製造業等に関する設計開発関連業、デジタルコンテンツ業	
	【連絡先】 横手市商工観光部企業誘致室 TEL 0182-32-2116	

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
鹿角市	●鹿角市企業立地促進条例 【対象要件】 鹿角市に工場を新設する企業で、鹿角市に住所を有する者を新たに5人以上雇用すること	【助成内容】 ・投下固定資産の10% ・土地及び建物賃借料の100%(3年間・4・5年目は50%) ・専用通信回線料の30%(3年間) ・設備機器リース料の30%(3年間) ・工業団地を取得した場合、取得額の10% ・市内に住所を有する者を新たに雇用した場合、1人あたり30万円(3年間・純増分) ・除雪に要した経費の50%(3年間) 【限度額】 総額1億5千万円
	【連絡先】 鹿角市産業部産業活力課 TEL0186-30-0250 <a href="http://www.city.kazuno.akita.jp/">http://www.city.kazuno.akita.jp/</a>	
山形県	●山形県コールセンター立地促進補助金 助成要件：コールセンター事業を展開する企業で、操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること 1) 新設・賃借 2) 新設・取得 3) 増設・取得 4) 増設・立地後5年以内	①雇用：地元常用雇用者等1名当たり30万円(1,2)(開設後3年以内に、地元常用雇用者等を10名以上増員した場合に該当。ただし、地元常用雇用者等300名以上の雇用は6年以内) ②通信回線使用料：開設後1年間の通信回線使用料の1/2(1,2) ③事業所賃借料：開設後1年間の事業所賃借料の1/2(1) ④固定資産(土地を除く)：取得額の20%(15億円を超える部分は5%)(2,4)、5%(3) 限度額：3億円(1)、10億円(2,4)、1億円(3)
	【連絡先】 山形県工業戦略技術振興課産業立地室 TEL 023-630-2690 <a href="http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html">http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html</a>	
山形市	●山形市コールセンター立地促進事業助成金(平成29年3月31日まで) 助成要件：市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの 1) 市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2) 事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用	①通信回線使用料：1年分の通信回線使用料の1/3の額 ②事業所賃借料：1年分の事業所賃借料の1/3の額 ③新規雇用創出費：地元常用雇用者等1人当たり20万円(2年目、3年目については地元常用雇用者等をそれぞれ前年度数よりも10名以上増員した場合に該当) 限度額：総額1億円(3年間通算)
	【連絡先】 山形市商工観光部商工課企業立地係 TEL 023-641-1212(内線417・418) <a href="http://www.yuchi-yamagata.jp/">http://www.yuchi-yamagata.jp/</a>	
鶴岡市	●鶴岡市雇用創出助成金 対象：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、学術・開発研究機関又はコールセンター(新たに事業場を立地し操業を開始した市外事業者) 助成要件：1年以上継続雇用している鶴岡市内に住所を有する地元常用雇用者等が、 ①基準日(操業開始月の翌月初日から1年後)において、15人以上いること ②基準日から1年後または2年後に、それぞれ1年間で10人以上増加していること	①30人未満は15万円/人、30人以上は30万円/人、鶴岡大山工業団地/庄内南工業団地/庄内あさひ産業団地に立地した場合は30万円/人 ②30万円/人 ※①②合計の限度額1億円
	【連絡先】 鶴岡市商工観光部商工課 TEL 0235-25-2111 <a href="http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/kigyoricchi/">http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/kigyoricchi/</a>	
酒田市	●酒田市の支援制度 ①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金、②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金、③酒田市用地取得助成金、④酒田市企業立地促進法固定資産税課税免除条例、⑤酒田市工場等設置助成金 ※①～⑤の助成金又は免除制度は併用(併給)可能です。	
	①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金 対象要件：市内でコールセンター事業を新たに行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 酒田市に住所を有する者を30人以上雇用 (2) 新設オペレータ席を30席以上設置 ※②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金との併給が可能。	【賃借型】①-1雇用：新設した稼働オペレータ席1席あたり45万円(開設時以降は純増分、3年間) ①-2通信回線使用料：開設後3年間の通信回線使用料の1/2 ①-3事業所賃借料：開設後3年間の事業所賃借料の1/2 限度額：1億円(3年間通算) 【建設型】①-1雇用：新設した稼働オペレータ席1席あたり30万円(開設時以降は純増分、10年間) 限度額：1.5億円(10年間通算)
	②酒田市賃借型立地企業定着促進助成金 対象要件：酒田市内の賃借物件に立地した酒田市の企業で、操業開始に伴い雇用保険一般被保険者を5名以上雇用(助成金交付時にも維持)するもの ※①酒田市情報通信関連企業立地促進助成金との併給が可能。	②-1土地及び建物の賃借料(36箇月分) ②-2操業開始月までに要した改装費用 助成率：2分の1 限度額：3千万円
	③酒田市用地取得助成金 対象要件：酒田京田西工業団地等の土地を新たに取得し、コールセンター事業を行う市外企業で、新たに10名以上を雇用するもの	③-1用地取得費の一部を助成 助成率：2分の1 限度額：3億円
	④酒田市企業立地促進法固定資産税課税免除条例 対象要件：企業立地促進法に基づく企業立地計画の知事承認を得てコールセンター業のための特定施設を設置した市外企業	④-1取得資産(事業用の建物及び構築物、その投影部分の土地)に係る固定資産税の課税免除 免除率：100% 免除期間：5年間
	⑤酒田市工場等設置助成金 対象要件：酒田京田西工業団地等にコールセンター事業のための施設を新設した市外企業	⑤-1操業開始後3年間の取得固定資産(家屋、機械・装置、工具・器具・備品)の固定資産税相当額を助成 助成率：100% 助成期間：5年間
【連絡先】 酒田市商工観光部商工課 TEL 0234-26-5361 <a href="http://www.city.sakata.lg.jp/kigyoo/">http://www.city.sakata.lg.jp/kigyoo/</a>		
新庄市	●新庄市の助成制度 ①新庄市用地取得助成金 ②新庄市企業立地等雇用促進奨励金 ①新庄中核工業団地の用地を取得し、新規常用雇用者5名以上(大企業は30名以上)で5年以内に操業した企業 ②新庄市内への工場等の新設、増設、移設、本社機能の移転に要する投下固定資産取得額が300万円以上(大企業は1千万円以上)かつそれに伴う新規常用雇用者を3名以上(大企業は10名以上)1年間継続して雇用すること	①用地売買契約金額の30%助成 ※限度額：1億円 ②投下固定資産取得額が300万円以上3千万円未満(大企業は1千万円以上1億円未満)の場合、新庄市内在住の新規常用雇用者1名あたり30万円 投下固定資産取得額が3千万円以上(大企業は1億円以上)の場合、新庄市内在住の新規常用雇用者1名あたり50万円 ※限度額はいずれの場合も2千万円
	【連絡先】 新庄市商工観光課企業立地・商工振興室 TEL 0233-22-2111(内線259) <a href="https://www.city.shinjo.yamagata.jp/kigyoo/020/">https://www.city.shinjo.yamagata.jp/kigyoo/020/</a>	
村山市	●村山市企業立地補助金 村山市内に次の要件を満たす設備投資をしたもの ①2,700万円以上の設備投資(建物の新築、空き物件の取得等) ②常時雇用者が3名以上であること	1 投下固定資産に係る固定資産税相当額を3年間交付 2 市内居住者を常用雇用として1年以上雇用した場合、1名につき10万円交付
	●村山市過疎地域固定資産税課税免除条例 村山市内で2,700万円を超える額の事業用資産の新増設をした場合(土地取得費は含まない)	3年間固定資産税を免除
	【連絡先】 村山市商工観光課 TEL 0237-55-2111(内線153) <a href="http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/kigyoo_ritchi/kigyouhojo.html">http://www.city.murayama.lg.jp/jigyosha/kigyoo_ritchi/kigyouhojo.html</a>	

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
福島県 福島市	<p>●福島市企業立地促進条例に基づく奨励措置（平成30年3月31日まで）</p> <p>対象企業：製造業、物流業、コールセンター、データセンター、先端技術・研究開発型企業</p> <p>①用地取得助成金 (1) 事業所の新設、増設、移設 (2) 新規地元常用雇用者を5名以上雇用 (3) 投下固定資産総額が1.5億円（中小企業者は、3,000万円）以上（工業団地内の分譲区画に立地する場合のみ） (4) 準工業地域、工業地域、工業専用地域への立地（民有地に立地する場合のみ） (5) 用地取得後3年以内に操業開始 (6) 当初計画した事業を10年以上継続</p> <p>②操業奨励助成金 (1) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業 又は工業団地内の市長が指定した区画へ立地した企業</p> <p>③雇用奨励助成金 (1) 用地取得助成金の適用決定を受けた企業 又は工業団地内の市長が指定した区画へ立地した企業 (2) 新規地元常用雇用者を5名以上、操業開始日から一年以上継続雇用</p>	<p>①用地取得助成金 (1) 工業団地内の分譲区画の場合（限度額なし） 用地取得面積が1.5ha以上の場合、用地取得費の50%以内の額 用地取得面積が1.5ha未満の場合、用地取得費の30%以内の額 (2) 民有地の場合（限度額なし） 用地取得費の5%以内の額</p> <p>②操業奨励助成金（限度額なし） 固定資産税相当額100% 助成対象期間は操業開始日から3年間</p> <p>③雇用奨励助成金（限度額なし） 新規地元常用雇用者1人につき、1年間雇用するごとに50万円 助成対象期間は操業開始日から3年間</p>
【連絡先】 福島市企業立地課 TEL024-525-3723 <a href="http://www.city.fukushima.fukushima.jp/site/kogyo-danchi/">http://www.city.fukushima.fukushima.jp/site/kogyo-danchi/</a>		
会津若松市	<p>●会津若松市企業立地促進条例</p> <p>対象施設：製造業の工場、自然科学研究所又は製造業の研究部門、情報サービス業、コールセンター（以下、コールセンターの要件）</p> <p>①企業立地奨励金 【新設】投下固定資産額5,000万円以上、又は新規雇用常勤従業員数20人以上 【増設】投下固定資産額2,000万円以上、又は新規雇用常勤従業員数10人以上 【移転（市の区域内）】移転前と比較し建築面積を縮小しないもの</p> <p>②賃貸借型企業立地奨励金 【新設】新規雇用常勤従業員数20人以上 【増設】新規雇用常勤従業員数10人以上</p> <p>③設備投資奨励金 投下償却資産（機械・装置に限る）が5,000万円以上、かつ新規雇用常勤従業員数1人以上</p> <p>④雇用奨励金 上記の企業立地奨励金、賃貸借型企業立地奨励金又は設備投資奨励金に該当する場合に、本市に住所を有する常勤従業員を10人以上新規に雇用する</p>	<p>①企業立地奨励金 固定資産税相当額（土地、建物）を3年間交付 限度額なし</p> <p>②賃貸借型企業立地奨励金 1年間の建物賃借料の4分の1相当額を3年間交付 限度額 年500万円</p> <p>③設備投資奨励金 固定資産相当額（償却資産）を交付</p> <p>④雇用奨励金 新規常勤従業員数×10万円を交付</p>
【連絡先】 福島県会津若松市観光商工部企業立地課 TEL0242-39-1255(直通) <a href="http://www.aizuwakamatsu-investment.jp/">http://www.aizuwakamatsu-investment.jp/</a>		
郡山市	<p>●郡山市企業立地促進事業都市型産業集積型補助金交付要綱に基づく操業・雇用促進助成制度</p> <p>本市の区域内に賃借物件により事業所等の新設するコールセンター等を営む商工業者で次の要件を満たすもの</p> <p>①操業開始日から60日以内に新規雇用者を20人以上（中小企業者は、5人以上）雇用していること。</p> <p>②申請時に、引き続き1年以上雇用している新規雇用者が20人以上（中小企業者は、5人以上）いること。</p>	<p>①操業補助金 業務の用に供する土地及び建物の年間の賃借料の2分の1以内を補助（最大年500万円・3年間）</p> <p>②雇用促進補助金 新規雇用者一人につき10万円（パート雇用者は5万円）を補助（最大2,000万円・1回限り）</p>
【連絡先】 福島県郡山市産業観光部産業創出課 TEL024-924-2271 <a href="http://www.city.koriyama.fukushima.jp">http://www.city.koriyama.fukushima.jp</a>		
茨城県	<p>●茨城県産業活性化条例（企業立地のための県税の課税免除）</p> <p>対象事業：情報通信業、情報通信技術利用業（コールセンター）</p> <p>補助要件：茨城県内に事業所等の新設又は増設し、県内で従業者が原則5人以上増加した法人（当該新増設が、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等の区域内、茨城県有地及び過疎地域である場合は5人未満であっても対象となります。）</p> <p>適用除外：県税の滞納がある法人 事業所等の新増設が県内事業所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象）</p> <p>適用期間：平成30年3月31日までに事務所等の新増設したもの</p>	<p>○優遇措置の内容</p> <p>【法人事業税】 事業所等の新増設に伴って増加した従業者数の割合に応じて、3年間法人事業税を課税免除</p> <p>【不動産取得税】 事業所等の新増設に係る家屋及びその敷地（家屋が建っている部分）の不動産取得税を課税免除 ※ 土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免税対象となる場合に限りです。</p>
【連絡先】 茨城県立地推進室 TEL 029-301-2036 <a href="http://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/index.html">http://www.indus.pref.ibaraki.jp/kakushu_yugu/index.html</a> 課税免除の申請は、各県税事務所に対して行うことになります。詳しくは、茨城県総務部税務課 (TEL 029-301-2424) 又は各県税事務所にお問い合わせください。		
水戸市	<p>●水戸市企業立地促進支援制度</p> <p>対象業種：コールセンター業、製造業、道路貨物運送業、卸売業、学術研究機関など。 ※ 中心市街地に立地する場合は、商業施設や業務系のオフィスなど、ほぼすべての業種が対象となります。</p> <p>補助要件：水戸市民を新たに5人以上雇用する普通法人であること。事業の用に供する床面積が500㎡以上であること。</p>	<p>○助成内容 建物を新築・増築、または、新築の建物を取得する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地・建物等の取得費用を補助します 補助率5%以内、上限額2億円</li> <li>土地の造成に係る費用を補助します 補助率1/3以内、上限額5,000万円</li> <li>環境に配慮した施設導入に係る費用を補助します 補助率1/3以内、上限額100万円</li> </ul> <p>建物を賃借する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賃借物件の改装費等を補助します 補助率1/3、上限額200万円</li> <li>賃借物件の賃料を補助します 補助率1/10、上限額15万円/月 補助期間36カ月</li> <li>正規社員の雇用増加を奨励します 正規雇用増加1人あたり10万円、期間3年間</li> <li>固定資産税等の課税を免除します 事務所等の新設に伴い取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税及び都市計画税を3年間免除</li> </ul>
連絡先 水戸市産業経済部商工課 TEL 029-232-9185 <a href="http://www.city.mito.lg.jp">http://www.city.mito.lg.jp</a> ※ 土地等の契約行為の前に事前にお問い合わせください。		
新潟県	<p>●コールセンター等企業立地促進事業補助金</p> <p>対象要件：新規常用雇用者数等の要件：20人（政令市の場合50人）以上雇用 建設条件：新・増設に着手又は賃貸借契約締結後1年以内に操業開始 県内企業への適用：あり ※ インバウンド業務に限る ※ 本制度の適用・補助限度額はそれぞれの状況により異なるため、投資又は立地の決定前に連絡が必要。</p>	<p>雇用人数・事務所賃借料・通信回線料に対する補助</p>
【連絡先】 新潟県産業労働観光部産業立地課 TEL 025-280-5247 <a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1356839739069.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1356839739069.html</a>		

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
新潟市	●情報通信関連産業立地促進事業補助金 対象要件：新規常用雇用者数等の要件：市民5人（中小企業者以外15人）以上雇用 ※ コールセンターの場合市民10人（中小企業者以外30人）以上雇用 新潟市内に立地（新設・増設・移設） 賃貸借契約締結後1年以内に操業開始	○事業所賃借料 中心市街地地域 事務所賃借料×1/2(3年間) その他の区域 事務所賃借料×1/3(3年間) 限度額：年間1,500万円 ○新規常用雇用者25万円/人・年 限度額：年間1,500万円 (正規雇用:50万円/人・年 正規転換:25万円/人・年)
	【連絡先】新潟市経済部企業立地課 TEL 025-226-1689 <a href="http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/supporttop/supportjouhou.html">http://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/supporttop/supportjouhou.html</a>	
佐渡市	●①情報通信関連企業補助金 ②新規雇用促進補助金 ③工場等施設整備補助金 ④企業誘致視察補助金 ①③市民の新規常用雇用者3人以上 ②市民の新規常用雇用者3人以上(1年以上継続雇用) ④市外に事業所を有する企業が本市の進出検討地を現地視察した場合	①(1)事業所賃借料または使用料(3年間)×1/2(2)設備リース料(3年間)×1/2 限度額：それぞれ年間300万円 ②継続常用雇用者数×30万円(1年間) 限度額：1000万円 ③施設の整備費用×1/2 限度額：1000万円 ④往復旅費×1/2(1人につき限度額5万円、1事業所2人まで) 限度額：10万円
	【連絡先】佐渡市産業振興課 TEL 0259-63-3791 <a href="http://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_system/finance/index.shtml">http://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_system/finance/index.shtml</a>	
上越市	●①企業振興制度 ②土地取得補助金 ①企業振興制度(対象要件) ・中小企業の場合…3,000万円以上、雇用要件なし。 ※ただし、従業員数200人以上で投資額2億円を超える場合は、3人以上。 ・大企業の場合…2億円以上、5人以上の雇用。 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の0.3ha以上の土地の取得。	①取得した固定資産(土地・家屋・償却資産)の課税額に次の割合を乗じた額を奨励金として交付する。 1年度100/100、2年度60/100、3年度40/100 ※限度額…各交付年度、1企業5,000万円 ②・0.5ha以下の部分…購入価格×10/100 ・0.5haを超え1.0ha以下の部分…購入価格×15/100 ・1.0haを超え3.0ha以下の部分…購入価格×20/100 ・3.0haを超える部分…購入価格×25/100 ※限度額…3億円(ただし、交付額が1億円を超える場合は、各年度1億円を上限に複数年度での交付となります)
	【連絡先】上越市産業立地課産業立地推進係 TEL025-526-5111(内線1747・1792) <a href="http://www.city.joetsu.niigata.jp/">http://www.city.joetsu.niigata.jp/</a>	
加茂市	●加茂市企業設置奨励金 新設：投下固定資本総額が1億円以上又は常用雇用者の数が20人以上 増設・移設：投下固定資本総額が5千万円以上又は常用雇用者の増加数が10人以上	奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額に次の割合を乗じた額を3年間交付 新設：100/100(1～3年次) 増設・移設：100/100(1年次)、70/100(2年次)、50/100(3年次)
	【連絡先】加茂市商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080	
胎内市	●①固定資産税課税免除 ②用地取得助成金 ③用地賃貸借助成金 ④雇用促進奨励金 ⑤工業用水道使用料助成金 指定対象業種：情報通信業等 共通要件：土地・建物(付属設備)及び償却資産の取得価格の合計が2,300万円以上 新規常用雇用者増加数：新設の場合5名以上、増設・移設の場合3名以上であること。 ②～⑤については上記に加え、それぞれ以下の要件を満たすこと 対象区域：②③中条中核工業団地、市営工業団地(坂井) ⑤中条中核工業団地(浦ノ巣地区) ②(1)用地取得面積が7,000㎡以上(2)当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね10%以上(3)当該用地取得後、3年以内に事業を開始(4)事業開始後、10年間連続して事業を営み、その間に転売しない ③(1)対象区域内に立地するための土地賃貸借契約を締結(2)賃貸借契約後、3年以内に事業を開始 ④(1)市内在住の新規雇用者数 新設の場合10名以上、増設の場合5名以上、移設の場合3名以上(2)奨励企業の指定を受けた日から事業開始後90日までに雇用し、1年以上継続して雇用 ⑤50㎡/日以上工業用水道の給水を受けていること	①新潟中条中核工業団地、市営工業団地に立地した企業は5年間、その他の地域に立地した企業は3年間、課税を免除 ②用地取得費の15%以内の額、限度額1億円(5年間の分割交付)※市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり(大規模取得対応) ③賃貸借した用地の固定資産税相当額を5年間 ④市内在住の新規雇用者1名につき10万円、限度額500万円の1回限り ⑤基本使用料金の20%、年間限度額100万円の5年間
	【連絡先】胎内市商工観光課商工振興係 TEL 0254-43-6113 <a href="http://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/shokogyo/danchi.html">http://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/shokogyo/danchi.html</a>	
五泉市	●五泉市工場等設置奨励条例 新設：投下固定資本総額3,000万円超、常用従業員10人以上 増設：投下固定資本総額2,000万円超、常用従業員5人以上増加 移設：投下固定資本総額2,000万円超、常用従業員5人以上	①課税免除：当該工場等に係る固定資産税、3年間免除 ②利子補給：当該固定資産の取得に要した経費のうち、5年以上の長期借入金について借入利率2分の1(上限1%)、500万円/年を限度として5年間交付
	【連絡先】五泉市商工観光課 TEL 0250-43-3911 <a href="http://www.city.gosen.niigata.jp/jigyo/kigyo-yugu/000387.html">http://www.city.gosen.niigata.jp/jigyo/kigyo-yugu/000387.html</a>	
石川県	●本社機能立地促進補助金 対象業種：コールセンター事業 補助要件：従業員数が100人以上かつ常時雇用者数が5人以上	○助成内容 投資額×補助率7.5～25%+常時雇用者数×50万円 ○限度額 1企業への交付限度額10億円 新設時の限度額：5億円 特認10億円 増設時の限度額：2億円/回 特認5億円/回
	【連絡先】石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 <a href="http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/index.html">http://www.pref.ishikawa.jp/kigyo/index.html</a>	
金沢市	●本社機能強化促進企業立地助成金(平成27年度～平成29年度) 情報処理及び情報提供サービスを行う事業者で、次の要件を満たす者 ①指定区域へ新設または増設・移設する施設 ②新設の場合、従業員100人以上かつ新規雇用者20人以上 増設・移設の場合、従業員100人以上かつ新規雇用者20人以上増	①土地・建物の賃借料 補助率：新設10%、増設・移設7.5% 期間3年間 ②設備経費(用地費、建物・設備整備費、設備移設費) 補助率：新設10%、増設・移設7.5% ※ただし、①②と合算して限度額2億円 ③新規雇用 新規雇用者数×20万円 限度額：4000万円
	【連絡先】金沢市経済局商業振興課 TEL 076-220-2193 <a href="http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17002/josei/ritti-josei.html#sinsajosei">http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17002/josei/ritti-josei.html#sinsajosei</a>	
七尾市	●七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例 対象業種：コールセンター事業 【要件】 ①投資額：(新設)5,000万円以上、(増設)3,000万円以上 ②新規地元雇用：(新設)5人以上、(増設)3人以上	〔新設〕投資額×20% 〔増設〕投資額×10% ※石川県補助金の特認と連動した市長特認 〔新設〕10億円(県と合わせて20億円) 〔増設〕5億円(県と合わせて10億円) ・特別加算：【本社移転】5%上乗せ、【地元発注】5%上乗せ ・限度額：2億円(市長特認は上記のとおり) ・雇用助成金【市内在住の新規常用雇用者の採用】：1人につき50万円(限度額：2,000万円)
	【連絡先】七尾市産業部産業振興課 TEL 0767-53-8565 <a href="http://www.city.nanao.lg.jp/">http://www.city.nanao.lg.jp/</a>	

石川県

自治体	●事業名【期間】	
	対象要件	助成内容／限度額
小松市	<b>●企業立地助成金</b>	
	対象業種：コールセンター 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、新規雇用者（本市に住所を有する者に限る。）が20名以上であること。	○助成金額及び助成率 [新設]投下固定資産総額の10%以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の50%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする。 [増設]投下固定資産総額の5%以内に相当する額に、賃借料（建物又は償却資産に係る賃借料に限る。）の25%以内の額を加えた額。ただし、賃借料への助成期間は3年までとする。 ※ 民有地における新設及び増設の助成金額は、上記の2分の1とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。 ○限度額 (1)5億円 (2)7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者（純増）50人以上の場合。 ※ただし賃借料への助成額は年間1千万円を上限とする。
	<b>●雇用促進助成金</b>	
	対象業種：コールセンター 交付要件：企業立地助成金に該当する事業者で、かつ本市に住所を有する新規雇用者が5人以上	○助成金額 新規雇用者（市外からの転入者含む）×20万円 ○限度額 2千万円
小松市	<b>●スマートエネルギー設備導入助成金</b>	
	対象業種：コールセンター 交付要件：企業立地助成金に該当する事業者で、かつ当該事業所のスマートエネルギー設備の導入費用であること。	○助成金額 スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、スマートエネルギー設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものをスマートエネルギー設備導入助成金の助成率とする。 ○限度額 1億円
	[連絡先] 小松市経済観光文化部商工労働課 TEL 0761-24-8074 <a href="http://www.city.komatsu.lg.jp/5535.htm">http://www.city.komatsu.lg.jp/5535.htm</a>	
加賀市	<b>●加賀市企業立地促進補助金</b>	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：営業開始後1年までに常時使用することとなる新規雇用者（市内新規雇用および本市転入の従業員）の数が15人以上であること。	○助成内容 市内雇用1人につき30万円（初年度のみ） 通信回線使用料の50%（最大3年度） ○限度額 総額2,500万円
[連絡先] 石川県加賀市企業誘致室 TEL 0761-72-7820 <a href="http://www.city.kaga.ishikawa.jp/">http://www.city.kaga.ishikawa.jp/</a>		
能美市	<b>●能美市本社機能立地促進補助金</b>	
	対象業種：コールセンター 補助要件：操業時における従業員数が100人以上であること。	[新設]投資額×10%以内（限度額：5億円） [増設]投資額×5%以内（限度額：2億円） ・雇用奨励補助金【新規常用雇用の採用】：市内雇用1人につき60万円及び 市内に転入1人につき20万円（限度額：2,000万円）
[連絡先] 能美市産業建設部商工課企業誘致推進室 TEL 0761-58-2255 <a href="http://www.city.nomi.ishikawa.jp/business/sangyosinko.html">http://www.city.nomi.ishikawa.jp/business/sangyosinko.html</a>		
津幡町	<b>●商工業振興促進助成金</b>	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：新たに用地を取得し、工場を新設したもの	○助成内容 次のことに要した経費の、それぞれ5%以内 ・用地の取得及び造成 ・工場等の新設 ・工場等の設置に伴う財産の取得 ○限度額 用地取得時の限度額：1億円 特認2億円 工場等新設時の限度額：1億円 財産取得時の限度額：5千万円
	<b>●新規雇用促進奨励金（H28.12.31まで）</b>	
対象業種：コールセンター事業（情報サービス関連事業） 補助要件：操業開始から1年以内に、新規雇用した従業員数が6人以上10人未満の場合はその2分の1以上、10人以上の場合は5人以上の町民を、引き続き18か月以上雇用するもの	○助成内容 新規雇用者1人につき20万円 ○限度額 1企業につき400万円	
[連絡先] 津幡町産業建設部交流経済課 TEL 076-288-2129 <a href="http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/kouryuukeizai/kigyoyuuchi.html">http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/kouryuukeizai/kigyoyuuchi.html</a>		
穴水町	○新設：投下固定資産総額が1億円以上で、常時雇用者5人以上 ○増設：増加する投下固定資産総額が5千万円以上で、常時雇用者5人以上	○助成内容 投下固定資産総額×20%＋常時雇用者数（純増分）×50万円 ○限度額 1企業への交付限度額 5,000万円
	[連絡先] 穴水町産業振興課 TEL 0768-52-3670 <a href="http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/">http://www.town.anamizu.ishikawa.jp/</a>	
珠洲市	<b>●珠洲市企業立地促進助成金</b>	
	対象業種：情報サービス関連事業 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投資額の総額が1,000万円以上で、常用雇用従業員が3人以上	○助成内容 新設に要した投資額の20%、増設に要した投資額の15%に相当する額又は以下に定める額のいずれか低い額。 ・常用雇用従業員の増加数が3人以上10人未満の場合…1億円 ・常用雇用従業員の増加数が10人以上30人未満の場合…3億円 ・常用雇用従業員の増加数が30人以上の場合…5億円 ○限度額 5億円（ただし雇用促進助成金額を含む）
	<b>●珠洲市雇用促進助成金</b>	
対象業種：情報サービス関連事業 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投資額の総額が1,000万円以上で、常用雇用従業員が3人以上	○助成内容 新規雇用者（常用雇用）1人につき50万円 ※ 企業立地促進助成金に加算 ○限度額 5億円（ただし企業立地促進助成金額を含む）	
[連絡先] 珠洲市産業振興課 TEL 0768-82-7775 <a href="http://www.city.suzu.ishikawa.jp/sangyosinko/business_support_schemes.html">http://www.city.suzu.ishikawa.jp/sangyosinko/business_support_schemes.html</a>		
内灘町	○新設の工場、物流施設、観光施設及びその他施設：投資額が1億円以上で、新規地元常用雇用者5人以上 ○新設の研究所及び情報産業施設：投資額が5千万円以上で、新規地元常用雇用者5人以上	○助成内容 投資総額×5%＋新規地元常用雇用者数×50万円 ○限度額 1企業につき1億円
	[連絡先] 内灘町企画課 TEL 076-286-6727 <a href="http://www.town.uchinada.lg.jp/">http://www.town.uchinada.lg.jp/</a>	
志賀町	<b>志賀町本社機能施設立地促進補助金</b>	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：新たに施設を取得したもので、常時雇用者（志賀町民）が30人以上	○助成内容 新設 投資額×25%以内 増設 投資額×15%以内 ○限度額 新設 1億円 増設 5千万円
[連絡先] 志賀町商工観光課企業誘致対策室 TEL 762-32-9341 <a href="http://www.town.shika.ishikawa.jp">http://www.town.shika.ishikawa.jp</a>		

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
山梨県	●山梨県雇用創出奨励金(平成31年3月31日まで) 対象業種：企業参入型農業、物流関連業、コールセンター業、製造業、自然科学研究業、バイオテクノロジー利用業、新エネルギー業、情報サービス業、デジタルコンテンツ制作事業、本社業務事業、特認事業 補助要件：企業参入型農業、物流関連業、コールセンター業：10人以上を雇用。 製造業、自然科学研究業、バイオテクノロジー利用業、新エネルギー業、情報サービス業、デジタルコンテンツ制作事業、本社業務事業、特認事業：5人以上を雇用 【連絡先】山梨県産業労働部労政雇用課 TEL 055-223-1561 <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/kaisei_shoureikin.html">http://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/kaisei_shoureikin.html</a>	○正規雇用労働者(県外から配置転換した者を含む。) ▶ 60万円/1人 ただし、県内に居住する若年者(既卒3年以内かつ35歳未満)又は企業整理等による非自発的離職者 ▶ 100万円/1人 限度額 ○1社当たり1億円
	●甲府市産業集積促進助成金(情報産業・コールセンター業)(平成31年3月31日まで) 対象：○コールセンター業 ○情報サービス業 ○デジタルコンテンツ制作事業 補助要件：○市内に事業所を新設、又は増設 ○事業開始後1年以内に、新規常用雇用者を5名以上雇用(うち市内の者2名以上) ※コールセンター業については新規常用雇用者を20名以上雇用(うち市内の者10名以上) 【連絡先】甲府市産業部産業総室産業立地課 TEL 055-237-5205(直通) <a href="http://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/business/sangyo/yuchi/jose.html">http://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/business/sangyo/yuchi/jose.html</a>	○投下固定資産を対象とした補助(取得の場合) 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×2%(限度額2千万円) ○賃料を対象とした補助(賃借の場合) (賃借料+通信回線使用料)×1/2×3カ年(限度額6百万円(年2百万円))
山梨市	●山梨市情報通信関連企業立地促進事業補助金(平成29年3月31日まで) 山梨県情報通信関連企業立地促進事業補助金交付要綱の交付の適用を受け、その交付申請を行う企業で、次の要件に該当する企業 ①市内に事業所を新設、又は増設 ②事業開始後1年以内に、新規常用雇用者を5人以上雇用 但し、コールセンターについては、新規常用雇用者20人以上 ※いずれも新常用雇用者は市内在住者30%以上 【連絡先】山梨市商工労政課企業立地担当 TEL0553-22-1111 内線 2362・2363	①投下固定資産を対象とした補助(取得の場合) 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×2.5%(限度額：2,500万円) ②賃料を対象とした補助(賃借の場合) (オフィス賃料+設備機器賃料)×1/4×3カ年(限度額750万円(年250万円))
	●雇用創出企業立地支援助成金 ①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成 ●オフィス家賃等助成金 ③オフィス家賃等に対する助成 ●事業所等設置助成金 ④事業所税相当額の助成 ①②③市内に事業所を新設・移設・増設すること。④市内に事業所を新設・増設すること。 ①②新設の場合は、3年以内に市内から新たに常用雇用者(転入雇用者を含む)を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が5人以上。 移設・創設の場合は、3年以内に市内から新たに常用雇用者を採用する事業で、1年以上雇用する常用雇用者が20人以上(中小企業者の場合は10人以上)※都市計画区域外の場合：新たに採用する常用雇用者5人以上(新設の場合のみ転入雇用者を含む) ②上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が1,000万円以上となること ③中心市街地、中山間地域、工業系用途地域及び商業系用途地域にある空きオフィス・空き家賃を賃貸し、常用雇用者を5人以上雇用すること(市内の事業者については中心市街地、中山間地域に限る)ICT関連創業者については、市内に事業を新設するもので常用雇用者を1人以上雇用するもの又は役員が2人以上あるもの ④床面積が1,000㎡を超える事業所 【連絡先】長野市商工観光部産業政策課 TEL 026-224-6751 <a href="http://www.city.nagano.nagano.jp">http://www.city.nagano.nagano.jp</a> 「組織でさがす」 商工観光部 産業政策課のページへ	助成額 ①雇用創出に関する助成：100人までの新規常用雇用者：1人につき10万円 101人以上の新規常用雇用者：1人につき20万円 ②施設改修に関する助成：施設改修に要する費用の1/2以内 ③オフィス家賃等に対する助成：家賃の1/2(3年間) 建物改修費、通信回線使用料、通信機器等のリース料及び事務機器取得費の合計額の1/2(限度額50万円)ただし事業開始年度に限る ④事業所税相当額の助成：自己の事業に係る面積×600円以内(3年間) 限度額：①5,000万円 ②上記の常用雇用者数×100万円または2,500万円のいずれか低い額③家賃500万円(50人以上の雇用は1,000万円)専用通信回線使用料等1000万円
岐阜県	●岐阜県企業立地促進事業補助金 コールセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額5,000万円以上 かつ ＜コールセンター＞新規地元常用雇用者20人以上 ＜データセンター、ソリューションセンター＞新規地元常用雇用者5人以上 ②事業所賃借の場合 ＜コールセンター＞新規地元常用雇用者20人以上 ＜データセンター、ソリューションセンター＞新規地元常用雇用者5人以上 ※①②いずれも立地市町村の優遇策の適用を受けること。 【連絡先】岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370 <a href="http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/kigyo-yuchi/11342/hojo-rittisokusin25.html">http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/kigyo-yuchi/11342/hojo-rittisokusin25.html</a>	①初期投下固定資産額の10分の1以内(限度額：5億円) ②操業開始後60カ月以内の次に掲げる額(限度額：3億円) a. 事業所賃借料の2分の1以内(敷金、権利金を除く) b. 通信回線使用料の2分の1以内 (※コールセンターについては原則として2,500万円/年を上限とする) c. 新規地元常用雇用者1人につき30万円(雇用期間12カ月以上の者を対象とする)
	●岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金 対象業種：コールセンター業 【事業所取得の場合】 ・投下固定資産(土地、建物、償却資産)5000万円以上 ・操業開始日に市内居住従業員(雇用保険被保険者)が20人以上 【事業所賃借の場合】 ・操業開始日に市内居住従業員(雇用保険被保険者)が20人以上 【連絡先】岐阜市商工観光部企業誘致課 TEL 058-265-3989 <a href="http://www.city.gifu.lg.jp/22133.htm">http://www.city.gifu.lg.jp/22133.htm</a>	【事業所取得の場合】(限度額：合計5億円) ・市内居住の正社員(交付申請時に1年以上雇用)1人につき10万円(最長5年間)・投下固定資産の取得経費1/10以内(1年間)・通信関連経費1/4以内(最長5年間) 【事業所賃借の場合】(限度額：合計3億円) ・市内居住の正社員(交付申請時に1年以上雇用)1人につき10万円(最長5年間)・償却資産の取得経費1/10以内(1年間)・事業所賃借料1/4以内(最長5年間)・通信関連経費1/4以内(最長5年間)

自治体	●事業名【期間】	助成内容／限度額
静岡県	●静岡市企業立地促進事業（事務所賃借事業）補助金 市内において、コールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する	①建物賃借料の1/2×2年間 （敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く） 限度額：1,000万円（1年度につき500万円）
	●静岡市企業立地促進事業（コンタクトセンター開設事業）補助金 市内において、新たにコンタクトセンターを開設する企業に対し、賃借料や事務所開設経費等の一部を助成する	①建物賃借料の1/2×3年間 （敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く） 限度額：1,500万円（1年度につき500万円） ②事務所開設経費の1/2×3年間 （建物改修経費、事務機器・通信機器の購入・賃借料等） ③新規雇用従業員人数×25万円×3年間 （2年目以降は純増分） ④本市転入従業員人数×25万円×3年間 （2年目以降は純増分） 限度額：②、③、④の合算で6,000万円（1年度につき2,000万円）
【連絡先】 静岡市経済局商工部産業振興課企業立地係 TEL 054-354-2407 <a href="http://www.city.shizuoka.jp/000_000412.html">http://www.city.shizuoka.jp/000_000412.html</a>		

## 次のコールセンターは、 静岡市へ！

人材育成、カスタマーエクスペリエンスの重要性の啓発、助成制度など  
立地環境を整えてお待ちしております。

東京駅から  
新幹線で1時間

豊富な人材  
一般有効求職者数  
11,695人  
※県中部H28.4現在

地震・津波対策  
先進都市

温暖な気候  
積雪なし！

温厚で  
おらかな  
市民性

充実した  
都市機能  
130万人経済圏

**お気軽にお問い合わせください！**

経済局商工部産業振興課（企業立地係）  
静岡市清水区旭町6番8号 TEL：054-354-2407

**静岡市**

**人づくり**  
市内コールセンター向け  
**オペレーター人材育成  
講座**を実施しています

**仕事づくり**  
コールセンターの  
**仕事を生み出すセミナー**  
を開催しています  
●ネット活用セミナー  
●コンタクトセンター戦略  
活用セミナー

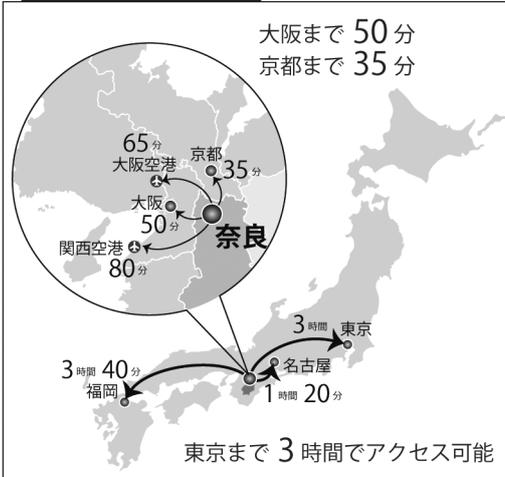
**助成制度**  
最大3年間  
**7,500万円助成**  
●事務所開設経費 1/2  
●建物賃借料 1/2  
●新規雇用等 25万円/人  
※補助要件あり

自治体	●事業名【期間】	助成内容／限度額
奈良県	●奈良県情報通信業関連企業立地促進補助金	①県内新規雇用者に対して1人あたり50万円 ②県内新規雇用者に対する研修経費の50%（上限30万円/人） ③オフィス賃料の50%（上限1,000万円/年） ④施設建設・機器等の設備投資費用が3,000万円以上の場合、投資額の10% ⑤付帯経費の5% ⑥施設改修費用の50%（上限1.5万円/㎡） ⑦求人広告経費・人材紹介経費の50%（上限各100万円） ※①～③については操業から5年間 ※⑦については操業開始後1年以内の経費 【補助限度額3億円】 ※ただし、知事が特に認める場合 ①県内新規雇用者が50人以上：限度額5億円 ②県内新規雇用者が100人以上：限度額10億円
	●奈良県企業活力集積促進補助金	①固定資産投資額（土地の取得に要する経費等を除く）の10% ※被災企業は5%を上乗せ ②付帯経費の5% ※文化財発掘調査・地下水調査、造成工事・排水設備等工事 ③雇用者加算として、県内新規常用雇用者1人あたり30万円、県内新規準常用雇用者1人あたり10万円 ※3年間の増加人数分 【限度額3億円（①～③の合計）】 ※ただし、知事が特に認める場合 ①県内新規常用雇用者が50人以上：限度額5億円 ②県内新規常用雇用者が100人以上：限度額10億円 （注）県内新規準常用雇用者1人を0.5人で算入可。
【連絡先】 奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL：0742-27-8872 URL： <a href="http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2652">http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2652</a>		

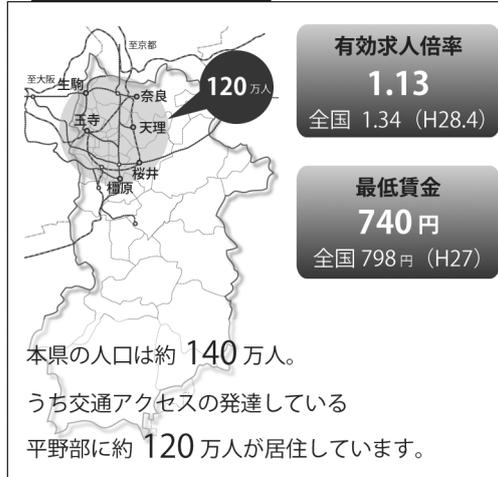
# コールセンターは奈良県で!



## 奈良へのアクセス



## 奈良のオフィス環境



## 奈良の優遇制度

(コールセンター・バックオフィス)

### 県内新規雇用

**20人以上**

- 新規雇用人数 × 50万円
- 研修経費 × 50%
- オフィス賃料 × 50%
- 施設改修費 × 50%
- 人材確保サポート …etc

※各メニューは上限額・期間があります。  
詳細はお問い合わせください。

充実した優遇制度で皆様の  
立地をお待ちしております。

ご相談・お問い合わせ | 産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL 0742-27-8872 / 8813 | 奈良市登大路町 30

奈良県 企業立地 検索

和歌山県

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容/限度額
和歌山県	<b>●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設</b> <b>①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃借補助金 ⑤航空運賃補助金</b> ・新規地元雇用者と転入雇用者の総数 5 人以上 (紀南地域等は 3 人以上) ※ 新規地元雇用者と転入雇用者は正社員 (期間の定めのない雇用契約を締結した労働者で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険加入者) に限る	①新規地元雇用者数 × 30 万円 (3 年間適用) ②投下固定資産額等 × 30% (1 千万円以上である場合に限る・事業用の賃借額を含む) ③通信回線使用料 × 50% (3 年間適用) ④賃借料 × 50% (3 年間適用) ⑤東京 - 南紀白浜の航空機を利用した回数 × 6,000 円 ※ 進出協定等の締結日から 1 年以内 (新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上利用した場合に限る) 累計限度額: 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20 人未満: 1 億円 20 人以上 30 人未満: 2 億円 30 人以上: 3 億円 【連絡先】 和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL 073-441-2748 <a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/</a>
和歌山市	<b>●和歌山市の助成制度 特定サービス業 (平成 29 年 2 月末まで)</b> <b>①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金 ④用地取得奨励金</b> ・投下固定資産総額 2 千万円 (増設は 1 千万円) 以上 (土地は除く) ・新規雇用者 3 人以上	①固定資産税・都市計画税相当額 (土地・家屋・償却資産) (各年度 2 億円限度・3 年間) ②新規雇用者及び転勤転入者数 (雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者) × 60 万円 (40 歳未満) × 30 万円 (40 歳以上) 新規雇用者数 (雇用保険のみ加入者) × 10 万円 (4 千万円限度・初年度のみ) ③法令等で定められた基準を上回る緑地や環境施設の整備及びインフラや福利厚生施設等の整備工事に係る費用 × 50% (1 千万円限度・初年度のみ) ※ ただし投下固定資産総額 30 億円を超える場合は 5 千万円) ④事業所用地の購入費の 10% (2 億円限度・初年度のみ) <b>●雇用奨励金などの交付 (投下固定資産総額が上記に満たない場合)</b> ・新たに雇用される総雇用者予定数 (雇用形態を問わない) が 20 人以上あり、うち雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する新規雇用者が 3 人以上ある場合 ・まちなかエリアにあっては雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入する新規雇用者が 3 人以上ある場合 ・新規雇用者及び転勤転入者数 (雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者) × 60 万円 (40 歳未満) × 30 万円 (40 歳以上) ・新規雇用者数 (雇用保険のみ加入者) × 10 万円 (4 千万円限度・初年度のみ)
田辺市	<b>●田辺市の助成制度 情報通信業 (コールセンター、データセンターに係るもの)</b> <b>①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付</b> ・投下固定資産総額 3 千万円以上 (中小 1 千万円以上) ・新規雇用者及び転入雇用者 3 人以上 (市長が認めるものについては、上記投下固定資産要件は不問)	①ア. 固定資産納税額相当額 (5 年間) イ. 県との立地協定に基づき新規立地した場合、立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改修費の 1/3 (500 万円を限度) ②新規雇用者 1 人あたり 15 万円 (2 年目以降は純増分を対象とし、3 年間で 100 人を限度) ③ア. 県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 イ. 操業開始後 1 年以内に 3 人以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の 1/2 (3 年間で各期間 1000 万円を限度) ※ 県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イの補助率は 1/4 ④投下固定資産総額 2 億円以上、かつ、県との立地協定に基づく新規立地に伴い当該事業所等に 10 人以上雇用する場合、市指定の市有地を無償貸付 (7 年間で限度) 【連絡先】 田辺市商工振興課 TEL 0739-26-9970 <a href="http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html">http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html</a>
白浜町	<b>●白浜町の助成制度</b> <b>①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金</b> ・土地・建物の取得 ・3 人以上の正社員雇用 ・営業開始 3 カ月前の申請	①ア. 閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の 1/2 相当額 (5 年間) イ. 新たに新増設した場合 固定資産税の 2/5 相当額 (5 年間) ②正社員雇用 1 人につき 10 万円 (町内在住者に限る) (限度額 1,000 万円) 【連絡先】 白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 <a href="http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html">http://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html</a>

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
島根県	<p><b>●島根県企業立地促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成</b></p> <p>助成金受給要件：県条例に基づく立地計画の認定が行われること</p> <p>①島根県企業立地促進助成金（投資助成・雇用助成） ・投資助成：投資額を基準とした助成 ・増加固定資本額 1,000万円以上（※1） ・雇用助成（隠岐郡に立地した場合のみ対象）：雇用増を基準とした助成 ・増加雇用従業員数 10人以上（※2） （※1）増加固定資本額が 1,000万円に満たない場合も、増加雇用従業員数が要件を達成していれば雇用助成は支給されます（※2）増加固定従業員数のうち常用従業員 5人以上であることも要件となります</p> <p>②島根県ソフト産業家賃等補助金（家賃等補助） 立地計画の認定が要件で県内に於いて常用従業員 5人以上かつ常用従業員と契約社員の総数を 10人以上新たに雇用すること</p> <p>③特定通信費補助金（雇用確保促進特定通信費補助） 立地計画の認定が要件で新規常用従業員 20人以上であること</p>	<p>①島根県企業立地促進助成金 ・投資助成（助成限度額 7 億円） 助成額＝増加固定資本額×助成割合 新設：助成割合 15%～30% 増設：助成割合 10%～15% ※助成割合加算については要件があり、それを満たす必要があります ・雇用助成（助成限度額上限なし） 助成額＝増加雇用従業員数（常用）×130万円（契約）×65万円</p> <p>②島根県ソフト産業家賃等補助金（補助限度額 2,000万円/年（5,000円/月・坪以内）） 家賃に係る経費に対して、1/2の補助を 5 年にわたって行います ※300人以上の雇用が見込まれる場合、限度額の引き上げがあります</p> <p>③特定通信費補助金（上限 5,000万円/年、下限 50万円/年） 利用料金に対して、1/2の補助を 5 年にわたって行います</p>
岡山県	<p><b>●岡山市都市型サービス産業推進事業補助金</b></p> <p>・岡山市内でコールセンター（インバウンド業務）、バックオフィス、ソフトウェアハウス、その他情報サービス業等を行う法人 ・当該法人の主たる事業を引き続き 3年以上操業していること ・市税を完納していること</p> <p>【新設】岡山市民を新たに 20人以上常用雇用すること（ソフトウェア業に該当する場合は 10人以上）</p> <p>【増設】岡山市民を新たに 10人以上常用雇用することにより既に雇用している常用雇用者と合わせて 20人以上とすること ※常用雇用…岡山市内に住所又は居所を有し、健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入している者</p>	<p>1. 助成内容 【ソフト支援】（補助率 100%） ・研修期間中の賃金（通勤手当を含む） （1人当たり 1月 30万円、3ヶ月を上限とする。） ・研修にかかる費用 ※対象は、新規常用雇用者のうち、岡山市に住所を有している者 【ハード支援】（補助率 50%） ・事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）又は賃料の 12 か月分</p> <p>2. 限度額 「ソフト支援＋ハード支援」上限額 3,000万円（増設の場合、2,000万円） ※ハード支援は上限額 1,000万円（増設の場合、500万円）</p>
広島県	<p><b>広島県地域活力創出型オフィス誘致促進助成要綱</b></p> <p><b>●地域活力創出型オフィス誘致促進事業（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）</b></p> <p>○情報サービス業、インターネット附属サービス業、コールセンター業 ○広島県内の市町が同種の助成をする場合 ○新規雇用常用労働者 3人以上（県外の事業場等から新たに転入する者を含む。） ※事業場等に係る工事に着手する日の 1 月前までに奨励指定申請書を提出すること。</p> <p><b>広島県内投資促進助成要綱</b></p> <p><b>●企業人材転入事業（平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで）</b></p> <p>○製造業、運輸業、サービス業等のうち要綱に定めるもの ○本社機能（本社、研究所、研修施設等）を広島県内に移転した場合 ○本社等に勤務する 3人以上の常用雇用者を広島県内に異動させ、移転先の事業所等の従業員数が 3人以上増加する場合。（住民票を県内に異動し 1年以上継続） ○一社一回限り ※事業場等に係る工事に着手する日の 1 月前までに奨励指定申請書を提出すること。</p>	<p>○オフィス賃借料 オフィス賃借料×県内の市町と同率・同期間／限度額：県内の市町と同額</p> <p>○通信回線使用料 通信回線使用料×県内の市町と同率・同期間／限度額：県内の市町と同額</p> <p>○県外から異動となる常用雇用者 1人当たり 100万円（異動者の家族（配偶者並びに従業員から 1親等以内）を含む。） ○初期コスト（オフィス改修費、テレビ会議システムなど）の 1/2 ○限度額は、上記 2つを合わせて 1億円</p>
広島市	<p><b>●広島市企業立地促進補助制度</b></p> <p>・土地又は建物を新たに広島市内に賃借してコールセンターを新設又は移転する企業 ・新規常用労働者が 30人以上（市内移転の場合は移転前より 30人以上増加） ※操業開始後 1年以内及びその日から 1年経過する日において満たすこと</p>	<p>・一事業所当たり一律 2,000万円</p>
山口県	<p><b>●山口県情報・通信産業等支援補助金</b></p> <p>対象要件：事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後 3年以内の者 新規雇用従業員数：5人以上 対象地域：県下全域（制度を整備した市町）</p>	<p>①（通信回線使用料＋家賃）×1/2 以内 ②新規雇用従業員数×30万円以内 1回限り 限度額：① 5千万円（1年間）最長 3年間</p>
下関市	<p><b>●下関市企業立地促進条例に基づく奨励金制度</b></p> <p>対象：情報通信業中、規則で定めるもの及びコールセンター業 補助要件：新規常用従業員 20人以上、5年以上の操業</p> <p>1. 回線通信料等奨励金 操業開始日から 3年間</p> <p>2. 雇用奨励金 ①事業所の操業開始日前 1年から操業開始日後 2年までの間に採用 ②本市在住の者 ③操業開始日後の雇用期間が 1年以上 ※2年目及び 3年目は、前年より従業員が 5人以上増加した場合に限り交付する。</p>	<p>○助成内容</p> <p>1. 回線通信料等奨励金／年 2千万円限度 ①自らの事業に供するための各月ごとの回線使用料の 1/2 相当額 ②賃貸した事業所の各月ごとの賃貸借料（敷金、共益費、経費は除く）の 1/2 相当額</p> <p>2. 雇用奨励金／1人 1回限り、300人限度（3年間） 正社員 1人につき 50万円 非正社員 1人につき 15万円</p>
徳島県	<p><b>●コールセンターに対する優遇制度</b></p> <p>コールセンター（インバウンドを主体とした事業） 助成対象：新設事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から 1年以内に 10人以上であること ※過疎地域において、住民票の異動（県外→徳島県内）を伴う転勤者（常用労働者）を 5人まで含むことができる</p>	<p>①新規地元雇用：雇用者 1人につき 70万円（期間に定めのない労働者） 雇用者 1人につき 40万円（契約社員、パート社員） 助成期間：5年間 限度額なし ※対象者：雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が 30時間以上であること ※初年度は、新規地元雇用者数を補助。次年度以降は純増分を補助。</p> <p>②事業所賃料：1/2の助成 限度額：2,000万円/年 助成期間：5年間</p> <p>③専用通信回線使用料：1/2の助成 限度額：2,000万円/年 助成期間：5年間</p> <p>④リース経費：1/2の助成 限度額：1,000万円 助成期間：契約年度の初年度のみ ※5年以上の契約機器等が対象</p> <p>⑤研修経費：1/2の助成 限度額：1,000万円/年（委託研修は研修受講者 1人 10万円を限度、企業内研修は研修受講者 1人 5万円を限度） 助成期間：5年間 ※採用後 6ヶ月に満たない新規地元雇用者を県内で研修する場合に限る</p> <p>⑥投下固定資産：1/5の助成 限度額：2,000万円 対象：土地を除く投下固定資産（サーバー等）で用いるソフトウェアの経費を含む ※操業開始から 1年以内に整備したものが対象</p>

# コールセンターは 下関!

手厚い優遇制度

人材が豊富

女性の就活支援も好評です。

## 1.人件費

正社員一人につき

50万円

※対象要件あり。

## 2.通信料

通信使用料

1/2

※対象要件あり。

## 3.人材

一般事務員有効求人倍率

0.38

※出典：ハローワーク下関  
※2016年4月現在

下関市産業立地・就業支援課  
下関市上田中町1-16-3 TEL 083-231-1357

下関市 立地支援制度 検索

<http://www.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/kigyo/index.html>

自治体	●事業名【期間】	対象要件	助成内容/限度額
徳島市	●徳島市のコールセンター等立地優遇制度(徳島市情報通信関連事業立地促進補助金)	対象業種：・コールセンター ・データセンター ・ソリューションセンター ・事務処理センター ・デジタルコンテンツ 助成要件：・新設しようとする事業所であって、地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること ・市内の開設事業所において、事業活動を継続して5年以上行うこと。 *地元雇用とは…採用日の前日に市内に住所を有していた者を、当該事業所の常用労働者として、新たに雇用すること	①雇用奨励金 奨励金額：交付対象者1人につき40万円 限度額：4,000万円 助成期間：5年間 ②施設整備補助金 補助額：施設の整備に要した費用の2分の1に相当する額 限度額：500万円又は1回目に交付する雇用奨励金の額のいずれか低い額 補助回数：1回限り
香川県	●香川県企業誘致条例(平成25年度～平成29年度)	新規常用雇用者50人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に50人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が50人(25人)以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の10%(3年間。1年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前3年間と業務開始後1年間に投下した額、2年目以降は純増分のみ) ・求人に関する経費(求人誌や新聞広告等の広告掲載費用等)の10%(3年間) ・事務所賃借料、通信回線使用料(専用回線)の1/2(3年間) ・通信機器賃借料は5年以上のリース機器の初年度分の1/2(初年度のみ)※ 求人に関する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年2,000万円を限度とする ・新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数×15万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) 限度額：3年間で5億円
高松市	●高松市企業誘致条例(平成25年度～平成29年度)	・新規常用雇用者30人以上(過疎・離島振興地域では25人以上) (市内新規常用雇用者数は、交付申請時に30人(25人)以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が30人(25人)以上であること)	・投下固定資産額×5/100(3年間、土地除く。2年目以降は純増分のみ) ・新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額：3年間で2億円
坂出市	●坂出市企業誘致条例	・市内新規常用雇用者25人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が25人以上在職していること)	・投下固定資産額×5/100(3年間。市有地の場合は土地代含む。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額：3年間で1億円
さぬき市	●さぬき市企業立地促進条例	・市内新規常用雇用者数25名以上	・投下固定資産額×5/10(3年間) ・市内新規常用雇用者数×10万円(3年間) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間) ・限度額1億円(市有地取得の場合は、2億円)
東かがわ市	●東かがわ市企業誘致促進条例(平成25年度～平成29年度)	・市内新規常用雇用者25人以上 (市内新規常用雇用者数は、交付申請時に25人以上在職しており、かつ交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が25人以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の10% ・機器賃借料は5年以上リース機器の初年度分の50% ・市内新規常用雇用者数×20万円 ・市内新規短時間労働者数×5万円 ・助成合計限度額1億円
三豊市	●三豊市企業誘致条例	・市内新規常用雇用者5人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が5人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が5人以上在職していること)	・固定資産税以内の額(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・通信機器賃借料の年額の2分の1に相当する額(3年間) ・事務所賃借料(市の管理する施設を除く)の年額の2分の1に相当する額 ・通信回線使用料の年額の2分の1に相当する額 ・求人に関する経費に10分の1を乗じて得た額 ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・限度額：3年間で1億円

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額								
土庄町	●土庄町企業誘致条例 ・投下固定資産額（土地を除く）3,000万円以上 ・小豆郡内新規常用雇用者25人以上	・投下固定資産額（土地に係るものを除くものとし、業務開始日の3年前の日以後に取得した家屋及び償却資産に係るものに限る）に5/100を乗じて得た額 ・年間の建物賃借料に25/100を乗じて得た額 ・新規常用雇用者数に15万円を乗じて得た額 ・助成額は、指定企業1施設につき3,000万円を限度とする。 【連絡先】土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 <a href="http://www.town.tonosho.kagawa.jp/">http://www.town.tonosho.kagawa.jp/</a>								
愛媛県	●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱（平成30年3月31日まで） 対象要件 指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること 新規雇用20人以上（常用労働者に限る） ※ 転勤に伴い県内に住民票を移した者、県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む。	①投下固定資産額に係る奨励金交付額：投下固定資産の10～15%（限度額5億円） ②事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額：適正な賃借料の1/2相当額を交付（限度額年2,000万円・期間5年以内） ③通信回線使用料に係る奨励金交付額：適正な使用料の1/2相当額を交付（限度額年2,000万円・期間5年以内） ④雇用促進助成金交付額：県内新規雇用常用労働者数（正社員）×50万円、同（契約社員等、パート等）×30万円（限度額5億円） ※ 県内転入常用労働者、県外新規雇用常用労働者はそれぞれ1/2の額 【連絡先】愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2474 <a href="http://http://www.pref.ehime.jp/h30180/7032/index.html">http://http://www.pref.ehime.jp/h30180/7032/index.html</a> 経済労働部企業立地課ページ								
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱 対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者20人以上	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の1/2(5年以内) ②社員等の教育に係る費用の1/2(5年以内) ③オフィス及び通信機器等の賃貸料の1/2(5年以内) ④専用通信回線利用料の1/2(5年以内) ⑤新規雇用1人につき30～55万円(5年以内) 限度額：①+②+③+④=1億円 ⑤=4.5億円 総額5.5億円 ※ 自社の社内業務を行う事務センター・コールセンター等の新設・増設の場合…正社員で松山市に住民票を置いた転勤者に、1人につき25万円(1年以内) 松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 <a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html</a>								
高知県	●高知県コールセンター等立地促進事業費補助金 新たに県内に次の業務を行う拠点を設けて事業を実施するもの。 対象業務：コンタクトセンター、バックオフィス他	めざすは日本一のおもてなし！ ☆主な助成内容☆ ・オフィスの賃貸借料 ・入居時のオフィス改修費 ・情報機器、什器等の購入費に加えてリース料も！ ・通信料・通話料 ・新規雇用に対する雇用奨励金（純増分） ・最長5年間で総額15億円の補助限度額 人材確保の強力なサポートによる、人口の少ない中山間地域での立地実績もあります！ 補助率等の詳細について、是非お問い合わせください。 【連絡先】高知県商工労働部企業立地課 TEL088-823-9881 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/</a>								
室戸市	●室戸市コールセンター等誘致促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成 対象事業：コールセンター、事務系企業、ソフトウェア事業 補助要件：市内でコールセンター等を設置 5名以上の雇用 補助対象経費：①土地・家屋の賃貸料、②人材育成費用、③雇用者の給与、④人材確保に要した経費 補助期間：操業開始後 5年間	①1,000万円以内 ②人材育成費用の3/4 ③スーパーバイザー 100万円/人 正社員50万円/人 パート30万円/人 ④人材確保に要した経費の1/2 ※①～④の合計が1会計年度2,000万円を限度額とする 【連絡先】室戸市役所産業振興課 TEL 0887-22-5154 HP: <a href="http://www.city.muroto.kochi.jp/">http://www.city.muroto.kochi.jp/</a> e-mail: <a href="mailto:mr-011200@city.muroto.lg.jp">mr-011200@city.muroto.lg.jp</a>								
福岡県	●福岡県企業立地促進交付金 対象業種：コンタクトセンター 補助要件：(北九州市・福岡市の場合)①設備投資額3千万円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額)または設備機器年間賃借料6百万円以上 ②県民の新規雇用50人以上 (北九州市・福岡市以外の場合)①設備投資額1千万円以上(土地を除く。賃借の場合は、固定資産評価額)または設備機器年間賃借料2百万円以上 ②県民の新規雇用10人以上(※①②の条件を両方満たすこと)	○交付内容 ①設備投資額(用地取得費を除く)の2% ②業務施設の年間賃借額(敷金、権利金を除く)の1/2 ③設備機器の年間賃借額の1/2 ④操業開始から1年間に新規に常用雇用した県民1名あたり30万円 上記①～④の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる(下表参照) 限度額：1億円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村の財政力指数</th> <th>交付率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.77以上</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>0.63以上0.77未満</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>0.63未満</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> 【連絡先】福岡県商工部企業立地課企業誘致係 TEL 092-643-3441 <a href="http://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/">http://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/</a>	市町村の財政力指数	交付率	0.77以上	1/2	0.63以上0.77未満	3/4	0.63未満	1
市町村の財政力指数	交付率									
0.77以上	1/2									
0.63以上0.77未満	3/4									
0.63未満	1									

# 福岡市 立地交付金制度を拡充！

オフィス賃料等助成

年間賃借額の

1/4

+

雇用助成

新設

1人あたり最大

50万円

福岡市東京事務所

(東京都千代田区平河町2-4-1 都市センター会館12階)

tel 03-3261-9712 fax 03-5276-7895

E-mail [tokyoffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:tokyoffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)

詳しくは

福岡市 立地交付金

検索

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
福岡市	<b>●福岡市立地交付金(コールセンター分)</b> 1. 対象分野 電話やインターネット等の通信回線、PBX(Private Branch exchange)やCTI(Computer Telephony Integration)等のシステムを用いて、相談、案内、受注等の顧客台頭を集約的に行う業務(データセンター、BPOセンター等) 2. 要件 ①基準規模 延床面積:300㎡以上 かつ 常用雇用者:30人以上 ②大規模 延床面積:1,000㎡以上 かつ 常用雇用者:100人以上 ※ 常用雇用者とは、雇用保険法の適用を受ける従業員 3. 事業継続期間 操業開始後、賃借型企業立地の場合には5年間、所有型企業立地の場合には10年間事業継続すること。 4. 操業時期 立地交付金の認定申請の日から賃借型企業立地の場合は1年以内、所有型企業立地の場合は3年以内に事業を開始すること。	<b>【投資助成】</b> <b>●賃借型</b> ①基準規模 年間賃借額の1/4を1年間 上限額:1,500万円(㎡あたり4,000円/月を限度) ②大規模 年間賃借額の1/4を2年間 上限額:年2,500万円(㎡あたり4,000円/月を限度) <b>●所有型</b> ①基準規模 土地、建物、コールセンターシステム等の取得額の5% 上限額:1億円 ②大規模 土地、建物、コールセンターシステム等の取得額の10% 上限額:10億円 ※ 土地への助成は重点地域の本市所有地を取得した場合に限る。 <b>【雇用助成】</b> <b>●賃借型、所有型企業立地共通(上限額:5,000万円)</b> ・福岡市民の正社員 50万円/人 ・福岡市民のその他常用雇用者 15万円/人 ・福岡市民以外の正社員 10万円/人 ・福岡市民以外のその他常用雇用者 5万円/人
<b>【連絡先】</b> 福岡市経済観光文化局 TEL 092-711-4327 <a href="http://asiabiz.city.fukuoka.lg.jp/">http://asiabiz.city.fukuoka.lg.jp/</a>		
北九州市	<b>●オフィス立地促進補助金</b> 対象業種:コールセンター他 ※ 市内オフィスビルへ事業所を設置(賃借)する企業 要件:新規常用雇用者が10人以上(市のインキュベーション施設に入居する場合は3人以上) <b>●企業立地促進補助金</b> 対象業種:コールセンター他 要件:新規常用雇用者が5人以上(市内中小企業者等は3人以上)	<b>【設備投資に対する補助】</b> 立地後3年間の年間賃借料(共益費含む)の1/2(交付上限額:3年間の雇用計画100人を超える場合は3年間で1億5千万円 ※ 雇用計画100人未満の場合は3年間で上限額1千5百万円) <b>【雇用に対する補助】</b> 立地後3年間の交付対象者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円) ※ 対象者:新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※ 交付上限なし <b>【設備投資に対する補助】</b> ①取得分:設備投資額の2~3% ②賃借分:年間賃借料の1/2(初年度のみ) ※ ①②の合計額で、上限10億円 <b>【雇用に対する補助】</b> 交付対象者1人あたり30万円(短時間労働者は15万円) ※ 対象者:新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※ 交付上限なし
<b>北九州市産業経済局企業立地支援課</b> TEL 093-582-2065 <a href="http://www.city.kitakyushu.lg.jp/">http://www.city.kitakyushu.lg.jp/</a>		
久留米市	<b>●久留米市産業振興奨励金(コールセンター補助金)</b> 対象業種:コールセンター事業 補助要件:常時従業者数20人(中小企業等は5人)以上、かつ市民の新規雇用者数5人以上	<b>○助成内容</b> ①年間賃借料及び年間共益費(敷金等を除く)×50%(3年間) ※ ①上限:1年間500万円 ②設備機器・備品の取得費、事業所設置工事費×50%(3年間) ③設備機器・備品の年間賃借費×50%(3年間) ④専用通信回線の年間使用料×50%(3年間) ※ ②③④合計上限:1年間800万円、かつ総額2,000万円 ⑤市民の新規雇用者数×30万円 ※ ⑤上限:なし
<b>【連絡先】</b> 久留米市商工観光労働部企業誘致推進課 TEL 0942-30-9135 <a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2050yuuchi/3020yuuguseido/2015-0416-1038-187.html">http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070sangyou/2050yuuchi/3020yuuguseido/2015-0416-1038-187.html</a>		
長崎県	<b>●オフィス系企業立地促進補助金</b> <b>■対象企業</b> 立地協定を締結のうえ県内に事業所の新設等を行い、情報処理・集約型業務、高度情報関連業務又は事務管理等業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを整備する企業 <b>①情報処理・集約型業務:</b> コールセンターやデータ入力センター等の業務 <b>②高度情報関連業務:</b> ソフトウェア開発等の業務 <b>③事務管理等業務:</b> 自社における一般事務、会計事務等の業務 <b>■補助要件</b> (1) 上記①又は③の業務を行う企業: 雇用50人以上(過疎地域25人以上)、投資2千万円以上 (2) 上記②の業務を行う企業: 雇用11人以上(過疎地域5人以上)、投資1千万円以上 (3) 上記①~③の業務を複合的に行う企業: 雇用50人以上(過疎地域25人以上)、投資2千万円以上 ※ ③の業務を行う企業が正社員を10人以上雇用する場合は、投資1千万円以上とする。 ※ 離島は投資要件なし	<b>■助成額</b> (a) 通信費の1/2(年間4千万円を上限) (b) 賃借料の1/2(坪単価1万円/月を上限) (c) 雇用1人当たり30万円(1人につき1回のみ) ※ 事業開始時の雇用人数が100人以上の場合は50万円 ※ 県内に住所を有する新規雇用者・転勤者で雇用保険被保険者が対象 ※ 新規雇用者には契約・派遣を含む (d) 設備投資額の1/10以内(3年以内に支出した経費) ※ リースの場合は、1年以内に締結したリース契約に基づき支払う3ヵ年分を対象 (e) 立地企業が自社ビルを建設する場合は雇用人数に応じて施設整備額の5%~20%以内、立地企業と施設整備企業が別の場合は施設整備企業に対し施設整備費の15%以内 (f) (a)~(d)は3年間助成、(e)は初年度のみ ※ 離島地域割増(a)(b)(d)(e)の50%加算、(c)の100%加算 ※ 半島地域割増(a)~(e)の50%加算 <b>■限度額(3年間の助成限度額)</b> (1) 離島・半島地域以外 (a)~(d): 3億円(補助対象期間に事業所を移設又は増設する場合は4億円) (e): 2億円 (2) 離島・半島地域 (a)~(d): 4億5千万円(補助対象期間に事業所を移設又は増設する場合は6億円) (e): 3億円
<b>【連絡先】</b> 長崎県産業労働部企業振興課 TEL 095-895-2657(公財) 長崎県産業振興財団 企業誘致推進本部 TEL 095-820-8890 <a href="http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/">http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/</a>		
長崎市	<b>●長崎市企業立地奨励条例</b> <b>①対象事業者</b> ・法人税の申告を3年度以上実施している法人又はその連結子会社 ・国内外で5事業年度以上事業活動を行っている外国法人 ・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人 <b>②対象業種</b> ○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業 ○医工連携関連産業 ○陸上養殖業 ○農業 ○その他 <b>③対象要件(投下固定資産総額、雇用人数)</b> a. 建物建設の場合 中小企業者等-3千万円以上5人以上 大企業-3億円以上10人以上(増設・移設は対象外) b. 建物借上の場合(投下固定資産要件なし) 中小企業者等-5人以上(増設・移設は対象外) 大企業-10人以上(増設・移設は対象外) ※ 投下固定資産総額は、土地・建物・償却資産の取得費用の合計金額。(消費税を除く)。	a. 建物建設の場合 <b>■施設等整備奨励金</b> 交付期間5年間(分割交付) 投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額 <input type="checkbox"/> 割合 情報通信関連産業については15% <input type="checkbox"/> 割合 情報通信関連産業については50% ab とも <b>■雇用奨励金</b> 交付期間3年間 雇用形態 単価 (障害者加算) 正規 50万円/人(+50万円) 非正規 30万円/人(+30万円) 短時間 15万円/人(+20万円) ※2年目、3年目は、操業日から1年後、2年後に、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる <b>■総限度額</b> 合計10億円
<b>【連絡先】</b> 長崎市商工部産業雇用政策課 TEL 095-829-1313		

自治体	●事業名【期間】	対象要件	助成内容／限度額
佐世保市	<b>●佐世保市企業立地促進条例（うち研究所及びその他事業所）</b>		
	<p>○対象要件</p> <p>1) 大企業 投下固定資産額1億円以上かつ対象施設における常用雇用者20人以上（増設・移設の場合 投下固定資産額3,000万円以上かつ対象施設における新規常用雇用者10人以上）</p> <p>2) 中小企業 投下固定資産額3,000万円以上かつ対象施設における常用雇用者10人以上（増設・移設の場合 投下固定資産額1,000万円以上かつ対象施設における新規常用雇用者5人以上）</p> <p>○交付期間：5年間（増設・移設の場合は3年間）</p> <p>※要件は交付期間内に達成することが必要。 ※オフィス系企業（情報・通信関連分野、ビジネス支援関連分野など）の場合は、投下固定資産額の要件が「2000万円以上」となります。</p> <p>【連絡先】佐世保市企業立地推進局 TEL 0956-25-9638(直通)</p>	<p>①土地取得奨励金 事業のために取得した土地について、売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額の1/2</p> <p>②土地等賃借奨励金 土地や建物の賃借料の1/2(限度額：年間6,000万円、5年間の限度額3億円)</p> <p>(増設・移設の場合 限度額：年間2,000万円、3年間の限度額6,000万円)</p> <p>③立地奨励金 固定資産税相当額(限度額：3億円) (増設・移設の場合 限度額1億円)</p> <p>④雇用奨励金 (新規)常用雇用者1人あたり50万円(限度額：1億円) ※短時間労働者は1人あたり25万円</p>	
島原市	<b>●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例</b>		
	<p>○指定業種 製造業、自然科学研究所、機械修理業、情報サービス業、宿泊業、技術サービス業、物流関連業等</p> <p>○要件</p> <p>新設：投下固定資産2,500万円以上 新規雇用5人以上</p> <p>増設移設：投下固定資産1,000万円以上 新規雇用1人以上</p> <p>改修：投下固定資産額2,500万円以上 新規雇用5人以上</p> <p>【連絡先】島原市産業政策課 TEL 0957-68-1111</p>	<p>○立地奨励金 固定資産税相当額の奨励金(3年間)</p> <p>○施設整備奨励金 固定資産投下額(土地代除く)×5～10%(雇用数による)の補助 限度額：1億円(改修は2,000万円)</p> <p>○土地家屋賃借奨励金 土地家屋の賃借料×25%(3年間) 限度額：1,000万円/年</p> <p>○雇用奨励金 新規雇用1人あたり正規雇用者50万円 短時間労働者25万円の奨励金 限度額：5,000万円</p>	
諫早市	<b>●諫早市工場等設置奨励制度</b>		
	<p>①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件</p> <p>1) 企業誘致促進地区(諫早中核工業団地外43ヶ所)</p> <p>2) 投下固定資産額3,000万円超</p> <p>②奨励金 対象要件</p> <p>1) 企業誘致促進地区以外</p> <p>2) 投下固定資産額3,000万円超 かつ 新規雇用者5人以上(市内立地後5年以内の場合) 新規雇用者10人以上(市内立地後5年未満の場合)</p> <p>【連絡先】諫早市商工振興部産業誘致課 TEL 0957-22-1500</p>	<p>①固定資産税の課税免除(3年間) 限度額なし ※事業に要する部分のみ</p> <p>②固定資産税相当額を奨励金として交付(3年間) 限度額2,500万円/年度 ※事業に要する部分のみ</p>	
大村市	<b>●大村市企業立地奨励補助金</b>		
	<p>①施設等整備奨励補助金 投下固定資産総額1000万円以上(土地代を除く)で新規地元雇用者5人以上 ※1年間の雇用実績要</p> <p>②雇用奨励補助金 新規地元雇用者10人以上(但しコールセンターは20人以上) ※1年間の雇用実績要</p> <p>【連絡先】大村市商工観光部企業立地推進室 TEL 0957-53-5919</p>	<p>①投下固定資産総額(土地代を除く)の10% 雇用者数による限度額 雇用者数5人～9人最高500万円/雇用者数10人以上最高1000万円</p> <p>②1人につき25万円(正社員)(期限付等10万円) 限度額1000万円</p>	
平戸市	<b>●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金</b>		
	<p>対象要件</p> <p>1) 新規雇用者10人以上</p> <p>【連絡先】平戸市商工物産課 TEL 0950-22-4111</p>	<p>①設備投資費：開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の1/3 ②賃借料：事務所賃借料の1/8 ③人件費：新規雇用者×15万円 限度額①+②+③3年間で3,000万円</p>	
松浦市	<b>●松浦市企業立地奨励金(情報処理産業奨励金)</b>		
	<p>コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内に市内在住の新規雇用が20名以上</p> <p>【連絡先】松浦市企業立地課 TEL 0956-72-1111</p>	<p>①雇用奨励金：市内在住者平均雇用者数×50万円(2年目3年目は純増分) 限度額：3,000万円</p>	
対馬市	<b>●情報処理サービス業の支援制度</b>		
	<p>対象要件</p> <p>新規常用雇用者25名以上</p> <p>【連絡先】対馬市総合政策部観光交流商工課 TEL 0920-53-6111(内線166)</p>	<p>奨励措置</p> <p>①雇用奨励金 事業を開始したと認められた日から引き続き1年以上雇用されている新規常用雇用者に1回限り(2年目、3年目は、対前年比純増加人数分対象) 正社員20万円/人、パートタイマー等20万円/常勤換算人 限度額：1,000万円 ②事務所賃借料奨励金 実支出額の1/5以内(3ヶ年) ③設備整備奨励金 改修費の実支出額の1/5以内(1回限り)</p>	
壱岐市	<b>●壱岐市企業立地促進事業</b>		
	<p>対象業種</p> <p>1) 製造業、2) 情報通信業、3) コールセンター業</p> <p>対象要件</p> <p>1) 新規雇用者及び派遣社員15人以上(中小企業者：5人以上)</p> <p>【連絡先】壱岐市観光商工課 TEL 0920-48-1135</p>	<p>①人件費：月額2万円/人(3年間) ②賃借料：事業所等の賃借料の1/2(3年間) ③設備：改修費5000円/㎡×改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料(住居賃借料)1/2 助成月額5万円×12ヶ月限度(高熱水費・共益費含まず)2名まで ⑤2) 社用車リース代助成(1/2)1台限り、月額1万円限度 3年間 限度額：①+②+③ 3年間の総額3,000万円以内</p>	
五島市	<b>●五島市企業立地及び雇用促進条例</b>		
	<p>対象要件</p> <p>1) 新規雇用者5人以上</p> <p>【連絡先】五島市商工地域振興課 TEL 0959-72-7862</p>	<p>①固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の助成金(3年間)</p> <p>②新規雇用1人につき20万円(新卒者雇用の場合は25万円) 限度額：年間1千万円(3年間)</p>	
西海市	<b>●西海市企業立地奨励条例</b>		
	<p>対象要件</p> <p>・新規雇用者20人以上(中小企業にあつては10人以上)※新設の場合</p> <p>・新規雇用者10人以上(中小企業にあつては5人以上)※増設の場合</p> <p>【連絡先】西海市さいかい力創造部企業誘致対策室 TEL 0959-37-0071</p>	<p>・新規雇用1人につき30万円(新卒者雇用の場合は50万円)</p> <p>・固定資産税の減免(3年間)</p> <p>・市有財産の貸付料減免(3年間：全額、4年目以降1/2)</p>	
雲仙市	<b>●雲仙市工場等設置奨励に関する条例</b>		
	<p>①固定資産税課税免除</p> <p>1) 投下固定資産額2億円以上(償却資産除く) 2) 新規雇用者10人以上</p> <p>②固定資産税課税免除</p> <p>1) 投下固定資産額2,700万円以上 2) 新規雇用者10名以上(新設)、5名以上(増設)</p> <p>③工場等施設整備奨励金</p> <p>1) 投下固定資産額(土地代除く)5千万円以上 2) 新規雇用者5人以上</p> <p>④工場等立地奨励金</p> <p>1) 投下固定資産額2,700万円以上 2) 新規雇用者10人以上</p> <p>⑤雇用奨励金</p> <p>1) 投下固定資産額(土地代除く)1億円以上かつ新規雇用者10人以上 又は 2) 新規雇用者20人以上</p> <p>【連絡先】雲仙市産業部商工労政課 TEL 0957-38-3111</p>	<p>①固定資産税課税免除</p> <p>②固定資産税課税免除(千々石町、小浜町、南串山町のみ) 又は不均一課税(国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町)</p> <p>③工場等施設整備奨励金(3年に分けて支給 限度額：2億円) 投下固定資産総額×支給率(新規雇用人数により5%～10%)</p> <p>④工場等立地奨励金(3年間支給)</p> <p>⑤雇用奨励金</p> <p>②により不均一課税対象となった分の納税額相当額</p> <p>1) 30万円/人</p> <p>2) 20万円/人</p>	

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例 対象要件 1) 投下固定資産額 300 万円以上 2) 新規雇用者 3 人以上 南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032	①設備投資費：投下固定資産総額（リースを除く）の 6%～12% ②通信費：事業の用に供する通信費の 25% ③賃借料：事務所賃借料の 25% ④人件費：新規雇用者×30 万円 限度額 ① 3 年間で 2 億円 ② 3 年間で 1,000 万円 ③ 3 年間で 4,000 万円 ④ 1 人 1 回限り 5,000 万円
時津町	●時津町工場等設置奨励条例 ○対象事業者：製造業、試験・研究機関（自然科学研究所）、ソフトウェア業、機械修理業、産業用設備洗浄業、機械設計業、エンジニアリング業、道路貨物運送業、こん包業、倉庫業又は町長が地域の振興に寄与するものと特に認める事業の事業目的のために使用する施設で、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害の発生のないもの。 ○対象基準：工場等を構成する固定資産の取得価格の合計額が 2,300 万円を超える設備を新設又は増設し、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って本町に居住する者を 10 人を超えて新たに雇用するもの。 【連絡先】 時津町産業振興課 TEL 095-882-2211	優遇措置の条件・内容 ○工場等設置奨励補助金 固定資産税及び都市計画税の税額を限度として最初に課される年度以降 3 ヶ年を対象とする。
東彼杵町	●東彼杵町工場等設置奨励条例 対象要件 製造業、試験・研究機関、ソフトウェア業、運輸・通信業、卸・小売業、サービス業又は町長が本町の産業振興に寄与するものと特に認める業種の事業目的のために使用する施設で、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項に規定する公害の発生のないもの。 【連絡先】 東彼杵町まちづくり課 TEL 0957-46-1111(ex16,17,18)	優遇措置の条件・内容 ①固定資産税の優遇 【町内全域】直接事業の用に供する設備で、これを構成する「減価償却資産の取得価格の合計が 2,500 万円を超える設備を新設又は増設し」、かつ「工場等において増加する常用雇用者の数が 10 人以上」。直接事業の用に供する固定資産への課税免除（3 年間） 【企業立地重点促進区域等】「投下固定資産額が 5,000 万円以上」又は「新規常用雇用者の数が 10 人以上」。直接事業の用に供する固定資産への不均一課税（3 年間） 初年度：適用税率の 25/100 第 2 年度：適用税率の 50/100 第 3 年度：適用税率の 75/100 ②工場等設置奨励金 【町内全域】次に掲げる条件 (1)、(2) を全てを満たすこと (1) 投下固定資産額：3 億円以上（但し、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 1 億円以上）(2) 新規常用雇用者数：10 人以上（但し、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は 5 人以上） ■長崎県工場等設置補助金の 10%以内 ■長崎県新規雇用促進補助金については、県基準の 10%以内で、本町に住所を有する者を 5 人又は従業員の 10 分の 2 のいずれかが多い人数以上を新規雇用し、本町に住所を有する者を対象とする。
佐々町	●佐々町工場設置奨励条例 ①新設の場合 (1) 投下固定資産総額 1 億円以上 (2) 常時使用する従業員数が 15 名以上 ②増設の場合 (1) 増加部分の投下固定資産総額 2,500 万円以上 (2) 増加部分の事業ため増加する常時使用する従業員数が 10 名以上 【連絡先】 佐々町企画財政課企画班 TEL 0956-62-2101	①固定資産税の減免
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金 対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上 【連絡先】 新上五島町総合政策課 TEL 0959-53-1113	①人件費：15 万円/人 限度額：1,000 万円
熊本県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度 補助要件（コールセンター等の要件） ・対象：県内に広域的業務拠点施設等に係る事業所を新設又は増設する企業・投下固定資産額と投下リース資産額の合計：3 千万円以上 ※ 人口減少市町村に立地する場合は 1 千万円以上 ※ 過疎、離島、半島地域に立地する場合であって、知事が特に必要と認める場合は 100 万円以上 ・県民の新規常用雇用者数：50 人以上（広域的業務拠点施設） ※ 人口減少市町村に立地する場合は 5 人以上 ・立地協定：県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結 ・操業開始：立地協定から 1 年以内（建物の新設を行う場合は 5 年以内、増設の場合は 3 年以内）に操業を開始 ※ 広域的業務拠点施設：複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、ファイナンスセンター等で、知事が認めるもの。 ※ 人口減少市町村：熊本市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、嘉島町を除く市町村 【連絡先】 熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計 × 10% 2) 事業所の年間賃借額 × 1/2（操業から 4 年間） ※ 3.3 m 当たり月額 1 万円を上限とし、1 年間の補助額は 1 千万円を上限 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料 × 1/2（操業から 4 年間） 4) 新規雇用者数 × 10 万円（操業から 3 年間） ※ 過疎、離島、半島地域に立地する場合は 1.5 倍 補助限度額：5 億円（広域的業務拠点施設）
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度 対象者：市内に事業所を新設・増設・移設する企業 情報提供サービス業（コールセンターを含む）の要件（業種詳細は右記 HP 参照） ・新設・増設：以下の市内居住の新規常用従業員数を満たすこと。 ・新設 10 人以上（中小企業者は 5 人以上）、増設 5 人以上 ・移設：土地取得費が 1 億 5 千万円以上 【連絡先】 熊本市産業政策課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 熊本市東京事務所 TEL03-3262-3840 <a href="http://higo-rich.jp/">http://higo-rich.jp/</a> 熊本市企業立地ガイド	【新設・増設】 ①事業所設置補助金：固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当額（3 か年度分） ②用地取得等補助金：土地取得費の 10%、賃貸 3 年間分の土地・建物の賃料（敷金、共益費等を除く）の 1/2 ③雇用促進補助金：新規常用従業員数 1 人につき補助金を交付 正社員 50 万円 正社員以外 15 万円（3 年間） ※ 2 年目及び 3 年目は、前年より 10 人以上増加した場合に限り、当該増加分について交付 ④設備投資補助金：投下固定資産額 × 10%（家屋・償却資産のみ、土地を除く）※ 投下固定資産取得額が 3 億円（中小企業は 1 億円）以上の場合に限り交付（リースを除く） ■限度額：30 億円（①～④の合計額） 【移設】 ①用地取得等補助金：土地取得費の 10% ②設備投資補助金：投下固定資産額 × 5%（家屋・償却資産のみ、土地を除く）※ 投下固定資産取得額が 3 億円（中小企業は 1 億円）以上の場合に限り交付（リースを除く） ■限度額：30 億円（①②の合計額）
八代市	●八代市情報通信関連企業立地促進補助金（～平成 32 年度） 【対象業種】 ・通信業・情報サービス業・インターネット付随サービス業・コールセンター事業 【奨励措置（適用工場などの指定）の要件】 投下固定資産額：300 万円以上 新規雇用者数：3 人以上（市内に住所を有する者） 【連絡先】 八代市商工政策課 TEL 0965-33-8513 <a href="http://www.kigyo.city.yatsushiro.kumamoto.jp/">http://www.kigyo.city.yatsushiro.kumamoto.jp/</a>	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額の合計 × 10% 2) 事業所の年間賃借額 × 1/2（操業から 3 年間） 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料 × 1/2（操業から 3 年間） 4-1) 新規雇用者数 × 30 万円 ※ 正規雇用者（操業から 3 年間） 4-2) 新規雇用者数 × 15 万円 ※ 非正規雇用者（操業から 3 年間）

自治体	●事業名【期間】	助成内容／限度額
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度	
	<b>対象要件</b> 情報サービス業 建物、機械装置、備品（土地を除く）などの取得価格の合計額が、 ①新設は5,000万円を超えること ②増設は、2,000万円を超えること	①工場等設置奨励金（3年間） 1年目：納税された固定資産税額の100% 2年目：納税された固定資産税額の80% 3年目：納税された固定資産税額の60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業のため新たに雇用し、かつ、操業の開始の日から1年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり30万円、1,500万円を限度。（単価、上限の引き上げはH31年度までの時限措置）
	【連絡先】山鹿市経済部商工観光課（企業誘致推進室） TEL 0968-43-1579 <a href="http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/">http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/</a> 農林業・商工業→商工業→商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」	
宇土市	●宇土市企業振興促進条例 及び 宇土市企業立地特別奨励金条例	
	<b>対象要件</b> ：情報サービス業 ①投下固定資産総額：3億円以上 新規雇用：5人以上 ②投下固定資産総額：1,000万円以上 新規雇用：新設5人以上、増設3人以上 ③投下固定資産総額：3億円以上 用地取得面積：5,000㎡以上 新規雇用：5人以上 操業開始：3年以内	①固定資産税の課税免除：3年間、その後3年間50%2分の1の額 ②固定資産税に対する奨励金 初年度：固定資産税額の75%交付100分の75の額 2年度：固定資産税額の50%交付100分の50の額 3年度：固定資産税額の25%交付100分の25の額 ③用地取得価格の20%の額（上限3億円） 給水装置の加入金相当額交付 ○雇用促進奨励金 事業開始に伴い、市内に住所を有する人を新規に雇用し、1年以上引き続き常時雇用した場合、一人当たり30万円（上限1,000万円） ○研修経費補助金 操業日より前に研修を実施する場合、研修に要した経費の2分1以内半分（上限100万円）の額を交付
	【連絡先】宇土市企画課企画政策係 TEL 0964-22-1111（宇土市企業立地ガイド） <a href="http://uto-kaiatsu.jp/index.htm">http://uto-kaiatsu.jp/index.htm</a>	
天草市	●天草市企業立地促進条例	
	①投下固定資産総額：新設2,000万円以上、増設1,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ②投下固定資産総額：新設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ③投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ④投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設・増設10人以上 ⑤雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上	①固定資産税の課税免除：固定資産税3箇年課税免除 ②工場等建設補助金：投下固定資産総額×5%（上限5,000万円） ③用地取得補助金：用地取得費×30%（上限1億円） ④雇用奨励金：1人当たり30万円（上限3,000万円） ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が5,000万円未満であっても、新規雇用者が10人以上の場合、雇用奨励金を交付することができる。 ⑤土地建物賃借補助金：操業開始から3年以内の土地建物賃借料（1年間の上限150万円） ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く
	【連絡先】天草市産業政策課産業政策係 TEL 0969-32-6786 <a href="http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/">http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/</a>	
大分県	●大分県オフィス系企業誘致促進補助金	
	<b>【補助対象要件】</b> ◆設備投資額要件を撤廃し、活用しやすくなりました！ ・新規地元雇用者数30人以上 ・BPO、コールセンター業	<b>【補助対象経費及び補助額（①+②+③+④）】</b> ◆補助対象経費を拡充し、補助率もアップしました！ ①雇用奨励：@20万円（中核市@10万円）×新規雇用者数（3年間） ②設備投資助成：投下固定資産額×10% ③スタートアップ支援：業務システム使用料×10%（3年間） 専用通信回線使用料×1/2（3年間） オフィス賃料×1/3（3年間） ④人材育成支援：出張費相当（定額3年間）
	【連絡先】大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 <a href="http://www.ritti-oita.jp/">http://www.ritti-oita.jp/</a>	
大分市	●大分市情報通信関連産業支援事業補助金	
	<b>【補助対象要件】</b> ・新規雇用者 30人以上 （BPO、コールセンター業）	<b>【補助金額（限度額：2億8千万円（3年間の合計））】</b> ・用地・建物取得費×5% ・投下固定資産額×5% ・新規雇用者数（正規）×50万円（3年間） ・新規雇用者数（非正規、パート）×3万円（3年間） ・オフィス賃借料×1/3（3年間） ・通信回線使用料（従量分）×1/3（3年間）（通信回線栄養量のみ単年度上限額700万円） ・業務システム使用料×5%（3年間） ・ファイナンスリースによる物件取得費×5%
	【連絡先】大分市創業経営支援課 TEL097-537-7014	
日田市	●日田市企業立地促進条例	
	<b>【補助対象要件】（新設）</b> ①5人以上の新規雇用者を創出していること。 ②取得日から3年以内に事業所の設置に着工し、5年以内に操業開始していること。ただし、賃借の場合は契約開始日から2年以内に操業開始していること。 ③過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。	<b>【補助対象経費及び補助額】</b> ①不均一課税 固定資産税に対する不均一課税（5年間） ②人件費 新規雇用者数×20万円（限度額：2,000万円） ③取得した土地の設備投資額×10/100（限度額：2,500万円） 取得した家屋及び償却資産の設備投資額×3/100（限度額：2,500万円） ④賃賃料（3年間助成） 土地及び建物等の賃借料×1/3（限度額：500万円/年）
	【連絡先】日田市商工観光部 企業立地推進室 TEL 0973-22-8313 <a href="http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000560.html">http://www.city.hita.oita.jp/cat_00000560.html</a>	
佐伯市	●佐伯市企業立地促進条例	
	<b>【補助対象要件】</b> ○投資額2,500万円以上（土地代除く） ○雇用者（市内在住）の増があること ○公害防止措置の実施	<b>【補助対象経費及び補助額】</b> ①固定資産税の25%～100%（3年間）限度額：なし ②都市計画税相当額（3年間） 限度額：なし 以下、雇用増5人以上の場合 ③投資額×5% 限度額：1,000万円（5人～） 3,000万円（20人～）（雇用予定者数に応じて変わる） ④新規雇用者×20万円 限度額：2,000万円 ⑤用地取得費×50% 限度額：1,000万円（5人～） 5,000万円（20人～）（雇用予定者数に応じて変わる） ※ 開発研究機関については上乗せ助成あり
	<b>●情報通信関連企業立地促進補助金</b> <b>【補助対象要件】</b> ○新規雇用5人以上	
	<b>【補助対象経費及び補助額】</b> ①回線使用料（年間使用料の1/2）3年間 ②借室料（年間借室料の1/2）3年間 上記①、②に対する（合計）補助金の限度額 新規雇用5人以上、限度額250万円 新規雇用10人以上、限度額500万円 新規雇用20人以上、限度額1,000万円	
	【連絡先】佐伯市商工振興課（企業誘致係）TEL 0972-23-3943 <a href="http://www.city.saiki.oita.jp/syokou/index.htm">http://www.city.saiki.oita.jp/syokou/index.htm</a>	
竹田市	●竹田市企業の育成及び誘致促進条例	
	<b>【補助対象要件】</b> ①事業所等用地を新たに取得、かつ事業所等新設、増設、移設し、操業を開始していること ②事業所用地500㎡以上（情報通信業は100㎡以上） ③事業所の操業に伴う新規雇用者（市内）が5人以上 ④用地取得日から3年以内に操業 ⑤投資額が2,500万円以上 ⑥竹田市環境保全条例に違反していないこと	<b>【補助対象経費及び補助額】</b> ①固定資産税に対する不均一課税（3年間） ②用地取得費に対する助成 用地取得費（造成地）×10分の3、用地取得費（未造成地）×10分の5（限度額 5人～1,000万円、20人～2,000万円、30人～3,000万円、100人～5,000万円） ③投資額に対する助成 投資額×100分の5（限度額 5人～500万円、30人～1,000万円） ④新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×10万円
	【連絡先】竹田市企画情報課 農村回帰推進室 TEL：0974-63-4801 アドレス：nousokaiki@city.taketa.lg.jp	

自治体	●事業名【期間】	対象要件	助成内容／限度額
豊後高田市	●新規立地雇用促進奨励金	【対象要件】 ①市内に新規立地 ②操業から1年以内に市内に住所を有する者を5人以上雇用	【補助対象経費及び補助額】 雇用者1人につき30万円を交付。 (ただし1社につき、上限450万円)
杵築市	●杵築市コールセンター企業立地促進補助金	【補助対象要件】 ＜新設＞ ・新規雇用者10人以上(市内在住) ＜増設又は移設＞ ・新規雇用者5人以上(市内在住)	【補助対象経費及び補助額】 ①新規雇用者の数に30万円を乗じた金額(上限2,100万円) ②最大3年間、事業所賃料の50%を補助。(年間上限300万円) ※但し、賃貸している土地及び建物が杵築市又は杵築市土地開発公社の場合は全額を補助金として交付する
豊後大野市	●豊後大野市企業立地促進条例	【補助対象要件】 ①設備投資・・・2億円以上 ②事業所の操業に伴う新規地元雇用者が15人以上 ③土地取得後1年以内に着工、3年以内に運用開始 ④過去3年間、公租公課の滞納がないこと	【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額(土地・建物、構造物及び機械設備等)の100分の5(上限2,000万円) ②人件費 新規雇用者の数に10万円を乗じた額(上限1,000万円) ③用地の取得額の100分の5(上限3,000万円) ④土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の100分の50を助成(3年間)
国東市	●国東市企業立地促進条例	【補助対象要件】 ①青色申告を提出する法人又は個人で事業の用に供する設備及び施設の取得合計額が5,000万円以上(増設の場合には2,700万円以上)、かつ新規雇用従業員が5名以上(増設の場合には1名以上)	【補助対象経費及び補助額】 ①国東市租税特別措置法に基づく、取得した固定資産税のうち事業に係る部分の固定資産税3カ年免除 ②新規雇用者奨励金 50万円×新規雇用者数(1,500万円を上限とし1回限り) ③事業所家賃の半額を補助(3年間 但し年間100万円を上限とする)
日出町	●日出町企業立地促進条例	【補助対象要件】 ①設備投資額5,000万円以上(製造業以外は2,000万円以上)(増設の場合は2,000万円以上) ②新規雇用者5人以上(増設は3人以上)	【補助対象経費及び補助額】 ①固定資産税の100分の50を補助(3年間) ②用地取得費の100分の20を補助(上限2,000万円) ③建物等の賃借料の100分の30を補助(年度あたり200万円、36月分、合計600万円が上限)
九重町	●九重町の立地企業に対する優遇措置等	【補助対象要件】 ○大分県基本計画に規定する業種 ○投資額 1億円以上(増設は2,500万円以上) ○新規雇用者数5名以上(増設は1人以上) ○土地取得後1年以内の着工(増設は2年以内)	【補助対象経費及び補助額】 ○固定資産税額相当(3年間、限度額なし) ○新規雇用者数×5万円(限度額500万円) ○用地取得費×10%(限度額3,000万円) ○ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除(1回線、工事費、加入金は1回、使用料は3年間)
中津市	●中津市企業立地促進条例	【補助対象要件】 ＜新設＞ 新規雇用従業員10人以上(市内在住・短時間労働者可) ＜増設＞ 新規雇用従業員5人以上(市内在住・短時間労働者可)	【補助対象経費及び補助額】 ○新規雇用従業員×20万円(市内在住・短時間労働者可) 限度額2,000万円 ○土地及び建物賃借料の1/2 限度額300万円/年(3年間)
宮崎県	●企業立地促進補助金	対象要件 ①一般案件(新設):新規県内雇用者6人以上 ②一般案件(増設):新規県内雇用者51人以上 ③大規模立地企業:新規県内雇用者301人以上、かつ投資額1億円超 ④困難地域 ※1立地案件:新規県内雇用者3人以上 ※1平成28年4月1日現在の対象自治体は西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町の7町村	①雇用割:新規雇用者1人当たり60万円、投資割:投資額の8% 限度額:5億円 ②雇用割:新規雇用者1人当たり20万円、投資割:投資額の2% 限度額:2.5億円 ③雇用割:新規雇用者1人当たり60万円、投資割:投資額の8% 限度額:8億円 ④雇用割:新規雇用者1人当たり70万円、投資割:投資額の8% 限度額:5億円 ①～④共通:通信回線等使用料の50% ※2、施設整備費の1/3 ※3を補助 ※2 ①②④は年間限度額2,000万円×3年間、③は年間限度額2,000万円×5年間 ※3 既存施設に入居して改装等、操業の基盤となる設備に要する経費が対象(1㎡あたり25,000円を限度。ただし25,000円を上回った部分については投資割の対象として算定。) ③のみ:オフィス賃料の1/2を補助(限度額1坪あたり1万円×3年間)。 【雇用者割加算】 特定団地(宮崎フリーウェイ工業団地(高原町))、指定地域(宮崎県中山間条例において定められた地域)、重点分野(ICTを活用して本県産業構造の高度化や他産4業に大きな技術波及をもたらす情報サービス産業)に該当した場合は、雇用者割加算としてそれぞれ10万円が上乗せされる。ただし、④のみ指定地域における加算はなし。
宮崎市	●企業立地奨励制度	【対象要件】 【立地企業助成金】 ①誘致企業:新規雇用者6人以上 ②地場企業:新規雇用者6人以上 ③中心市街地に立地する新規雇用者30人以上の誘致・地場企業 ④③のうち、操業開始日から5年後の常用労働者が150人以上 ⑤新規雇用者300人以上かつ、投資額1億円以上の誘致・地場企業(③を除く) 【固定資産税助成金】上記①～⑤と同じ 【事業所税助成金】上記①～⑤と同じ 【オフィス等賃借助成金】 I) 新設:新規雇用者20人以上の企業 II) 新設:中心市街地に立地する新規雇用者30人以上の企業 III) Iのうち中心市街地に立地する企業及びIIに該当する企業のうち、操業開始の日から5年後の常用労働者数が150人以上の企業 IV) 増設:新規雇用者40人以上の企業	【立地企業助成金】 ①雇用割:新規雇用者1人当たり30万円、投資割:投資額の4%、限度額:3億円 ②雇用割:新規雇用者1人当たり30万円、投資割:投資額の2%、限度額:1億円 ③雇用割:新規雇用者1人当たり30万円、投資割:投資額の4%、限度額:4億円 ④雇用割:新規雇用者1人当たり30万円とし、操業開始日から5年後の常用労働者には1人当たり20万円加算、投資額の6%、限度額:4億円 ⑤雇用割:新規雇用者1人当たり30万円、投資割:投資額の4%、限度額:4億円 【固定資産税助成金】 事業の用に供する建物・償却資産の固定資産税相当分を助成 初年度100%、2年度80%、3年度60% 【事業所税助成金】事業所税相当額を3カ年度助成 【オフィス等賃借助成金】 I) 賃借料一月分の1/2(100万円まで)を24カ月分助成 II) 賃借料一月分の1/2(100万円まで)を60カ月分助成 ※要件有 III) 100万円としていた一月の助成上限額を300万円とし、既に交付している助成額との差額を交付 IV) 賃借料一月分の1/3(50万円まで)を12カ月分助成

宮崎県

宮崎市

自治体	●事業名【期間】 対象要件	助成内容／限度額
延岡市	<b>●企業立地促進条例</b> 対象要件 ①新規雇用 中小企業 5人以上 大企業 10人以上 ※ 正社員に限る	①新規雇用者 1人当たり 20万円(※雇用は延岡市民に限る、新規雇用者を1年以上雇用した場合、限度額なし) ②通信回線年間使用料の80%を3年間(県の制度併用の場合、県の助成額を控除した額、限度額 500万円/年) ③専用通信回線等の設置費の100% 限度額 10万円(1回限り) ④固定資産税 3年間課税免除 ⑤用地取得助成金(延岡市民を5人以上新規雇用した場合、クリアパーク2工区は正社員に限る、取得価格の最大50% 限度額 5,000万円) ⑥自社の同一施設内に貸しオフィスの新設:賃貸施設新設費用50% 限度額 1.5億円 ⑦オフィス賃借料の50%を2年間(限度額 1年目 10万円/月、2年目 5万円) ⑧オフィス賃借料の50%を2年間(限度額 100万円/月)、空き施設改修費の1/4と備品購入経費の2/100(限度額 1,000万円)※新規雇用 30人以上 【連絡先】延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL0982-22-7035 <a href="http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/display.php?clist=301">http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/display.php?clist=301</a>
都城市	<b>●企業立地奨励制度</b> 対象要件 ①新規雇用 5人以上 100人未満 ②新規雇用 30人以上 100人未満 ③新規雇用 100人以上	①・雇用奨励:新規雇用者 1人当たり 20万円(限度額 2千万円 ※1回限り) ・賃料補助:賃料の50%(限度額 100万円/月 ※2年間) ・固定資産税免除:土地、建物、償却資産 ※3年間 ・用地取得補助:用地取得費の1/2(限度額:市の工業団地 1億円、その他 5千万円) ②・①の優遇措置に下記内容が追加されます。 ・通信回線使用料補助:使用料の80% ※県制度併用の場合は50%(限度額 500万円/年 ※3年間) ・施設整備補助:整備費の25%(限度額 1千万円、2.5万円/㎡限度) ③・②の優遇措置のうち雇用奨励、賃料補助の内容が下記のとおりさらに優遇されます。 ・雇用奨励:新規雇用者 1人当たり 30万円(限度額 3千万円 ※1回限り) ・賃料補助:賃料の50%(限度額制限なし ※3年間) 【連絡先】都城市商工観光部商工政策課企業立地担当 TEL 0986-23-2753 <a href="http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/mkj/business/index.html">http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/mkj/business/index.html</a>
日向市	<b>●企業立地促進条例奨励措置</b> 対象要件 ①新規雇用(正社員・準社員・契約社員)5人以上 ②投下固定資産総額 5,000万円以上	①新規雇用者 1人当たり 20万円 限度額 2,000万円、通信回線年間使用料の80%3年間(県の制度併用の場合 50%を3年間) 限度額 500万円/年、専用通信回線等の設置費の100% 限度額 10万円(1回限り) ②オフィス賃借料の1/2以内 限度額 1,000万円/年 5年間 ③施設改修費等の2/3以内 限度額 30,000円/㎡、3,000万円 ④固定資産税 3年間課税免除 ※雇用は日向市民に限る 【連絡先】日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL0982-52-2111 <a href="http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/display.php?list=209">http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/display.php?list=209</a>
日南市	<b>●企業立地促進条例</b> 対象要件 ①新設:新規雇用 3人以上 ②増設:新規雇用 3人以上 ③新規雇用 3人以上 29人以下 ④新規雇用 30人以上	①②共通 ・新規雇用者 20人以下の場合 1人当たり 30万円、21人以上の場合 1人当たり 36万円 ※障がい者は1.5倍の金額 ※限度額:1億円 ※対象は日南市民のみ、1人1回に限る ・高速通信回線年間使用料 80% 3年間(県の制度併用の場合 50%を3年間)年間限度額 500万円/年 ・施設改修費の2/3 限度額 1㎡当たり 3万円 ・オフィス賃借料の50%(③限度額 20万円/月 5年間、④限度額 50万円/月 5年間) ・開設準備の旅費、募集経費の80% 限度額 80万円 ※県外の交通費は除く ・人材育成費の80% 限度額一人あたり 25万円 ・固定資産税:①②共通 5年間課税免除 ・企業立地助成金:用地取得の1/4 限度額 2,000万円、施設整備費総額の1/2 限度額 1,000万円 【連絡先】日南市商工政策課商工係 TEL0987-31-1169 <a href="http://www.city.nichinan.lg.jp/">http://www.city.nichinan.lg.jp/</a>
小林市	<b>●企業立地促進条例 ●企業立地助成制度</b> 対象要件 情報サービス施設において、雇用増加が5人(市民)以上であること	①【雇用促進助成金】 新規雇用従業員数 × 20万円(短時間従業員の場合は、人数 × 10万円) ※1年度限り ②【設備投資助成金】 課税初年度の固定資産税相当額 × 2 ※1年度限り ③【賃借料助成金】 1月当たりの賃借料(上限 30万円) × 12月分 ※3年度限り ④【通信回線使用料助成金】 専用通信回線等の年間使用料 × 80% ※3年度限り、上限額 500万円(1年度あたり) ⑤【施設整備助成金】 施設の改修等に要した費用 × 50% ※1年度限り 上限額 1,000万円 ※②と③の合計は、1年度につき 3,000万円以内 ※①～⑤の合計は、1億円以内 【連絡先】小林市経済土木部 商工観光課 TEL0984-23-1174 <a href="http://www.city.kobayashi.lg.jp/">http://www.city.kobayashi.lg.jp/</a>
鹿児島県 鹿児島市	<b>●鹿児島市企業立地促進補助金</b> 新規雇用者 30人以上 (中心市街地に立地する場合は 11人以上) ※アウトバウンドコールセンターについては、本市に本社がある企業及び市外企業で既に本市にコールセンターを設置しているセンターが対象。	①新規雇用者数 × 50万円(障害者:100万円)(3年間) ②設備投資額 × 2%(初年度のみ) ③固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額 × 50%(3年間) ④オフィス賃借料 × 50%(3年間) ⑤通信回線使用料 × 50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ⑥研修費 × 50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ⑦企業内託児所運営費等 × 50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ※①、②、③、④、⑤の合計額の限度額は3億円 ※①は、非正規雇用(フルタイム)は30万円(障害者:60万円)、短時間勤務は15万円(障害者:30万円)。また、2年目及び3年目については前年より30人(中心市街地に立地する場合は11人)以上増えた場合に限り、増員分を補助 【連絡先】鹿児島市経済局経済振興部産業創出課企業立地係 TEL 099-216-1314 <a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html</a>

自治体	●事業名【期間】	助成内容／限度額
薩摩川内市	●企業立地支援補助金(随時、相談受付中)	
	1. 補助対象業種：情報サービス業、製造業、鉱業、研究開発施設、流通業、観光施設、植物工場、医療・介護周辺関連施設、次世代エネルギー関連施設 2. 補助要件(操業開始時期)： ①用地取得費補助を受ける場合 用地取得から5年以内 ②施設設備費補助を受ける場合 施設取得から2年以内 ③賃借費補助を受ける場合 賃借開始から2年以内 ※上記①～③の中から1つを選択する。 3. 新規雇用者数 操業1年以内に新設5人以上 増設5人以上 移転5人以上 4. その他の助成制度 ①国の企業立地に対する優遇制度を別途申請可能。	1. 助成の内容 ①用地取得費補助(土地) 新設5/10 増設・移転3/10(造成費・解体費を含みます。) 限度額(操業1年以内の新規雇用者数) 5～19人…3,000万円、20～29人…5,000万円、30人以上…1億円 ②施設設備費補助(建物設備) 新設10/100 増設・移転5/100(水道施設・光回線設備を含みます。) 限度額(操業1年以内の新規雇用者数) 5～19人…3,000万円、20～29人…5,000万円、30人以上…1億円 ③賃借費補助(土地・建物) 新設5/10 増設・移転3/10 限度額(操業1年以内の新規雇用者数) 5～19人…1,000万円、20～29人…2,000万円、30人以上…3,000万円 ※上記①～③の中から1つを選択する。 ④通信費補助 新設5/10 増設・移転3/10 限度額(操業1・2・3年後の雇用者数) 50～99人…1,000万円/年、100～199人…2,000万円/年、200人以上…3,000万円/年 ※最長3年間(操業開始月から36ヶ月) ※情報サービス施設で50人以上の新規雇用に限る。 ⑤新規雇用補助金 新規雇用者数×30万円(非正規雇用は20万円) ※障害者は10万円加算 ※限度額…1億円 ※操業開始から1年後において6ヶ月連続雇用され、かつ連続6ヶ月以上の期間市内在住者が対象
	【連絡先】鹿児島県 薩摩川内市 商工観光部 商工政策課 企業誘致グループ TEL:0996-22-8115(ガイダンス案内後に内線4322を押してください。) 薩摩川内市企業誘致 HP アドレス <a href="http://kigyosatsu-satsumasendai.jp">http://kigyosatsu-satsumasendai.jp</a>	
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	対象要件 ・新規地元雇用8人以上 ・設備投資額2,000万円以上(リース費用含む。)	①新規地元雇用者数×12万円(新規雇用者1人につき1回限り助成)(3年間) ②オフィス賃借料×1/4(3年間) ③通信回線使用料×1/4(3年間) ④研修費5万円/人(3年間) 限度額 ①2千万円 ※②+③+④の合計交付限度額 1千5百万円(1年間)4千5百万円(3年間)
	●奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例	
	期限：奄美群島振興開発計画期間内(平成30年度まで) 対象要件 ・新規地元雇用3人以上 ・設備投資要件なし	①新規地元雇用者数×12万円(新規雇用者1人につき1回限り助成)(3年間) ②オフィス賃借料×1/10(3年間) ③通信回線使用料×1/10(3年間) 限度額：①2千万円 ※ ②+③の合計交付限度額 150万円(1年間)450万円(3年間)
	【連絡先】奄美市商工観光部商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線1424・1425) <a href="http://www.city.amami.lg.jp/">http://www.city.amami.lg.jp/</a>	
沖縄県	●新情報通信費低減化支援事業	
	沖縄県内に事業所を置く情報通信関連企業で、平成28年度末で15名(又は、1事業年度毎5名)以上の一般の人材、または7名(又は、1事業年度毎3名)以上の高度な専門知識を有する人材の県内新規雇用が見込めること。 ※雇用数は正社員及び契約社員(契約期間1年以上)とし、パートは含めない。	①民間通信事業者が提供する広域イーサネット網サービス、IP-VPNサービス等を利用して、沖縄と県外を結ぶ通信回線の通信費の一部を県が補助(本島は1/2、離島等は2/3～9/10)する。
	●情報通信産業振興地域による税の優遇措置	
	対象要件 対象地域内において下記の情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人 ①減価償却資産の取得価額の合計額が、1000万円を超えるもの ②機械装置及び特定の器具備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの	○国税(法人税)：投資税額控除制度 (1)機械装置及び特定の器具備品：取得価額の15%を法人税額から控除 (2)建物及びその附属設備：取得価額の8%を法人税額から控除 限度額：取得価額の合計額は20億円を限度。控除額は法人税額の20%を限度(繰越税額控除4年間) ○地方税：事業税(※)、不動産取得税、固定資産税(※)の課税免除(※ 新增設から5年間)
	【連絡先】沖縄県商工労働部情報産業振興課 TEL 098-866-2503 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/">http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/</a>	

## 協会日誌

### 6/7 2016年度第2回理事会

- ① 業務執行理事の選任  
・業務執行理事の選任について互選を行い、石飛明事務局長を業務執行理事に選任した。

### 6/14 広報委員会

- ① 会員ニュースの公開状況  
・5月には3件のニュースが寄せられたことを報告した。  
② CCAJ News  
・8月9月合併号：自治体のコールセンター誘致助成制度を特集とすることを承認した。

### 6/15 事業委員会

- ① CCAJ ガイドブック VOL.26  
・特集企画および取材・インタビュー候補先等を決定した。  
・広告料金・特典、掲載順等は前年同様とし、早期に告知・募集を開始することが決定した。  
② CCAJ スタディーツアー 海外コンタクトセンター事情視察  
・募集パンフレットおよび旅行代金について検討し、委員の意見等を旅行会社と調

整した上で、告知・募集を開始することが決定した。

- ③ CCAJ スクール  
・「センターマネージャー講座」「スクリプト・FAQ作成講座」の後任講師候補の応募状況等を報告した。

### 7/12 事業委員会

- ① CCAJ ガイドブック VOL.26  
・誌面の読みやすさの工夫および表紙デザイン案について検討し、委員の意見等を反映したものを再検討することが決定した。  
② CCAJ コンタクトセンター・セミナー 2017  
・2017年2月9日～17日の期間で2日間、100名規模の会場で開催することが決定した。  
③ CCAJ スタディーツアー 海外コンタクトセンター事情視察  
・視察企業のアポイント進捗状況ならびに告知方法・パンフレットについて報告した。  
④ CCAJ スクール  
・「センターマネージャー講座」「スクリプト・FAQ作成講座」の後任講師候補の最終応募状況を報告した。次回8月に書類審査を行うことを決定した。

### 7/13 広報委員会

- ① 会員ニュースの公開状況  
・6月には17件のニュースが寄せられたことを報告した。  
2. CCAJ News  
・10月号：9月14日(水)開催のCCAJコンタクトセンター・セミナー2016 in 大阪の開催報告等を掲載することを承認した。  
・今後の記事：会員に対して、新たに加えたいと考えているチャンネルに関するアンケートを実施し、その結果を基に、Slerの座談会を企画する。  
・CCAJ Newsに関するアンケートの実施について討議した。

### 7/14 情報調査委員会

- ① CCAJ メールニュース  
・CCAJ メールニュースVOL.244の情報収集状況を報告した。  
② センター見学会  
・次回の地方開催の見学会について候補地を札幌とすることを承認した。  
③ テレマーケティング・アウトソーシング企業実態調査  
・2016年度の調査票案を承認した。

海外コンタクト  
センター事情視察

## 今年のテーマは“IoTとAI”です

28回目を迎える「CCAJ スタディーツアー 海外コンタクトセンター事情視察」。今回は『米国コンタクトセンターにおける「IoT」(Internet of Things)と「AI」(Artificial Intelligence)に特化した最新情報を学ぶ』がメインテーマです。米国で導入が進んでいる新たなテクノロジーを活用した運営、人材育成や生産性向上に取り組む現場を視察し、最新情報を学んでいただきます。

この魅力あふれるツアーに、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

## 【テーマ】

米国コンタクトセンターにおける「IoT」と  
「AI (人工知能)」に特化した最新事情を学ぶ

## 【3つの学び(メリット)】

## ①生きた最新情報の収集

- ・センター運営責任者によるレクチャーと稼働中のセンターを見学し、具体的な話が聴けます。
- ・現地在住コールセンター専門のコーディネーターによる、米国のコールセンター最新事情についても共有できます。

## ②参加者の視野拡大

- ・異なる環境・文化などから新たな運営方法・考え方に触れることができます。
- ・レポートを共同で作成する際、収集した情報をセンター運営にどう活用するか、意見交換しながら作り上げます(レ

ポートは社内報告用に利用できます)。

## ③情報交換・交流

- ・他社の参加者と一週間過ごし、様々な情報交換することがよい刺激になります。
- ・帰国後も参加者同士による交流を図り、ネットワークを築くことができます。

◎実施日程：2016年10月23日(日)～10月29日(土)

◎訪問都市：アメリカ ロサンゼルス・サンフランシスコ

◎旅行代金：CCAJ 会員 / 588,000 円

一般(非会員) / 638,000 円

※別途、燃油サーチャージ、空港税等が必要です。

◎募集締切：2016年9月2日(金)

◎より詳しい情報は以下の URL でご確認くださいませ。

<http://ccaj.or.jp/event/studytour2016.html>

CCAJ コンタクト  
センター・セミナー

## 9月14日、大阪でお待ちしています！

毎年、コールセンター集積地域で行われる「CCAJ コンタクトセンター・セミナー」。今年は、9月14日に大阪で開催します。会員24社のご協力のもと、4つの「CCAJ セッション」をご用意しました。セッションのテーマは、「人材の確保」「スーパーバイザーの育成」という永遠の課題といわれているものから、「未来の変化への対応」「VOC活用」といった、今後センターがさらなる進化を遂げるテーマも取り上げています。ぜひご来場ください。

◎日程：2016年9月14日(水) 13:00～17:40

◎締切：9月5日(月)

◎会場：新大阪丸ビル別館

◎パネルディスカッションの内容や出演者、申込方法などの詳細な情報は、協会のサイトでご確認いただけます。

◎参加費：CCAJ 会員 3,240 円

一般(非会員) 6,480 円 ※税込

[http://ccaj.or.jp/event/contact\\_2016osaka.html](http://ccaj.or.jp/event/contact_2016osaka.html)

13:00	開会のご挨拶 一般社団法人日本コールセンター協会 会長 船津康次
13:10～14:10	CCAJ セッション① 『採用市場における人材確保 ～事例から見える課題と採用難への対策～』
	【モデレーター】ピーウィズ(株) 橋本修志氏 【スピーカー】(株)KDDI エボルバ 高橋智生氏 / トランスコスモス(株) 石原拓郎氏
14:20～15:20	CCAJ セッション② 『コンタクトセンター・スーパーバイザーの選抜と育成 ～SV候補者は身近なところに必ずいます！～』
	【モデレーター】りらいあコミュニケーションズ(株) 丁門広充氏 【スピーカー】JP ツウウェイコンタクト(株) 正野俊行氏 / ディー・キュービック(株) 川島勇一氏
15:30～16:30	CCAJ セッション③ 『未来の変化に対応するためのセンターマネジメント ～センター長の抱える課題と求められる柔軟な思考～』
	【モデレーター】(株)かんでんCSフォーラム 土屋智彦氏 【スピーカー】(株)TMJ 西川寛氏 / (株)ベルシステム24 藤本敬文氏
16:40～17:40	CCAJ セッション④ 『顧客満足と増収につなげる VOC 活用が、コールセンターの未来を切り開く ～VOC 活用最前線の現在と未来～』
	【モデレーター】情報工房(株) 高尾喜一氏 【スピーカー】(株)NTTマーケティングアクト 栗山恵介氏 / 関西ビジネスインフォメーション(株) 南左千夫氏